

# 令和4年第5回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和4年9月8日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 16時28分

### 議事日程

開会 令和4年9月8日(木) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 議案第5号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第6号 阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第8号 令和4年度奈古漁業集落排水機能保全改廃(汚泥脱水機外)工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第9号 阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第10号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第3回)
- 日程第14 議案第11号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第15 議案第12号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第16 議案第13号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第17 議案第14号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第18 議案第15号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第19 議案第16号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第20 議案第17号 令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第1号から議案第2号、議案第5号から議案第8号、議案第10号から議案第17号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野貴夫
教育長	能野祐司

まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	矢次信夫
戸籍税務課長	水津繁斉
農林水産課長	野原淳
土木建築課長	高橋仁志
教育委員会事務局長	藤田康志
会計管理者	近藤進
福賀支所長	佐村秀典
宇田郷支所長	小野裕史

欠席参与           なし

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	三浦貴
議会書記	平田祥子

開会 9時00分

#### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 本日、令和4年第5回阿武町議会定例会が招集されました。

議員各位におかれましては、応召ご出席を賜り、誠にありがとうございます。又、今期定例会は、令和3年度の決算議会でありますので、長山代表監査委員さんには、会期を通して出席をお願いしております。大変ご苦勞様で

ございます。

今年の夏は、昨年に続き猛暑でありました。又、東北地方や北海道をはじめ、全国的に豪雨災害が出ていました。異常気象とよく言われますが、もはや異常ではなく、普通になってきているのではと危惧しております。2日前には、台風11号が山口県沖を通過しました。暴風と大雨が懸念されましたが、幸いにも大きな被害が出なくて安堵しているところであります。今後も台風の発生が予想されますが、全国に大きな被害が出ないことを望んでおります。

さて、4月はじめに端を発しました臨時給付金の誤送金問題であります。4,630万円につきましては、ほぼ回収ができています。残りは弁護士費用を含めた金額が裁判となっております。早く解決になるといいと思います。

今、新型コロナウイルスは、全国的にオミクロン株の感染が収まらず、全国的に第7波が続いています。いくら重症化になりにくいとはいえ、安易に考えてはいけないと思います。阿武町におきましても、感染者数が130人を超えていて、感染された方も10歳代から80、90歳代までと、幅広い年代で感染が広がっています。

今後は、夏休みも終わり、2学期が始まっていますので、集団生活の中での発生を懸念しております。関係各位には、今一度原点に戻って、予防を徹底して欲しいと思います。

国政におきましては、皆様ご存じのとおり、9月27日に安倍晋三元総理の国葬が、日本武道館で行われる予定ですが、国民の中にはそれぞれの意見がありますので、しっかり説明して欲しいと思います。

今期定例会では、一般質問・各議案の審議の他、昨年度、先程も申しましたが、令和3年度各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。

議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案17件、全員協議会における報告2件、協議1件、又、6人の方から一般質問の通告がなされております。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。只今より、令和4年第5回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程につきましては、お手元に配付されているとおり、一般質問、議案説明、一部質疑・採決、及び委員会付託です。

## 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月15日開催の令和4年第4回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

6月29日 令和4年度萩・石見空港利用拡大推進協議会総会が益田市人権センターで開催され、本職が出席しました。

7月4日 山口県町議会議長会7月定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。

8月1日 萩・石見空港利用拡大促進のため、益田市議会が来庁されましたので、本職と市原副議長が対応しました。

8月2日 木与防災木与第1トンネル工事安全祈願祭が開催され、本職が出席しました。

8月2日 阿武町民生委員推薦会が役場会議室で開催され、本職と市原副議長が出席しました。

8月22日 阿武町民生委員推薦会が役場会議室で開催され、本職と市原副議長が出席しました。

8月23日 山口県町議会広報研修会が山口県自治会館で開催され、市原副議長と松田委員長が出席しました。

8月26日 山陰道等早期整備決起大会が萩市総合福祉センターで開催され、本職他5名が出席しました。

8月30日 午前9時より議会運営員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。

○町長(花田紀彦) 令和4年第5回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中を、本議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、一昨日の台風 11 号につきましては、勢力が強く、特に朝方の強風により相当の面積で水稻が倒伏し、今後の収穫作業に大きな支障が出るのが懸念されるところであります。

そして、今が最盛期の梨につきましても、生産者に電話でお伺いしたところ、まだ出荷が済んだのは全体の約 2 割で、残り 8 割の内、20 世紀で 3 割、南水で半分が落下したとのことで、大変な被害が出ている状況であり、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

又、海岸部においても、高い潮位と台風の吹き戻しの風の影響で、今浦や尾無の海岸、護岸に近い場所では、民家が潮をかぶる様な状況も発生いたしました。

又、今回、町内 3ヶ所に避難所を開設しましたが、奈古地区で 1 世帯 1 人、宇田郷地区では、先ほどのお宅の方を含めて、7 世帯 9 人の方が避難をされたところであります。

台風につきましては、正に本格的なシーズンを迎えたばかりでありますので、事前の情報収集と、避難所等も含めた備えに万全を期し、住民の安全・安心をしっかりと確保する必要性を、改めて感じたところであります。

さて、今年の夏も、猛暑酷暑の日が続いたところでありますが、新型コロナウイルスの感染予防と経済の回復を期して、新たな時代を切り拓くための重要な選挙である「第 26 回参議院議員通常選挙」が行われましたが、投票日の 2 日前の 7 月 8 日午前 11 時半頃に、奈良市の近鉄大和西大寺駅前で、演説中の安倍元首相への銃撃事件が発生し、懸命の救命処置にも拘わらず、同日午後 5 時 3 分に、死亡が確認されるという、信じがたい事件が発生をいたしましたところであります。

ここで改めて、安倍元首相のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族や関係者の皆様に、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

他方、今年の夏を振り返った時に、嬉しく思い出されるのが、全国高校野球選手権大会において、山口県代表の下関国際高校が、県勢として昭和 60 年の宇部商以来、なんと 37 年ぶりに決勝に進出し、残念ながら優勝は叶いませんでしたが、山口県民として、彼らの活躍に大いに感激し、勇気づけられたところであります。

一方、新型コロナウイルスにつきましては、現在も第 7 波が猛威を振るっていますが、今や世界では、感染者数が 6 億人を超え、死亡者数も 650 万人となり、日本においても累計で 1,900 万人以上が感染し、死亡者も既に 4 万人を超えるなど、

高い感染レベルが今なお、続いています。

政府は、感染の全数把握を見直し、自宅療養期間の短縮、更にオミクロン株に対応した新しいワクチンの接種の前倒しの他、企業や大学の職場接種を実施する方向で検討されているようではありますが、早い時期での収束と、前向きな姿勢の中で、ウイズコロナ、ポストコロナによる社会の変化を展望し、新しい未来、新しいライフスタイルの提唱などが求められるところでもあります。

こうした中、阿武町におきましては、ご案内のとおり、4月8日の誤振込みが発覚して以来、その対応に追われる日々が続き、ミスはミスとしてこれを認め、謝罪するのは当然のことではありますが、多くのマスコミや、テレビのワイドショー等による報道等を受けて、根拠のない、或いは、風聞や思い込み等を根拠とした誹謗中傷とも言える電話やメール、書簡等によるクレームが全国から殺到し、執拗に「なぜ非を認めないのか」、「なぜ謝らないのか」などの抗議の意見が多数寄せられました。

更には、民事訴訟に係る打ち合わせや資料調整等に多くの時間と手間を要し、又、現在も続いておりますが、阿武町情報公開条例に基づく「公文書開示請求」等が、何十件となく寄せられ、該当する文書の特定、内容によっては、弁護士との相談、非公開部分のマスキングなどの作業にも、多くの時間を割かれるなど、今年度前期の5ヶ月間は、コロナ禍の影響もありますが、本来の前向きな行政の執行が出来ずに来たことは、町民の皆様にも、大変申し訳なく思っております。

ご案内のとおり、本体部分の4,630万円につきまして、ほぼ全ての回収が完了し、残る弁護士費用等の損害賠償部分につきましては、現在も係争中ではありますが、先方の弁護士から和解案も示されるなど、一時期に比べれば落ち着いてきたところであります。

なお、和解案につきましては、現在、代理人弁護士とも協議中でありまして、今月の12日に開廷予定の「第5回の弁論準備手続き」において、裁判官から正式な和解案が双方に示されるのではないかと思っておりますが、私自身が納得が出来、議会にもご同意が頂けると思われる内容であれば、今後、議案として上程することもあろうかと思っております。

又、前回の全員協議会において「再発防止対策」の案をお示しさせていただきましたが、今後、会計システムの改善や職員の資質の向上を図り、根源的、根本的な改善を進め、町民の負託にしっかりと応えられるよう、前向きに行政を進



めて参る所存であります。

何れにいたしましても、公金の誤振込みに関しては、これからも色々なことがあると思っておりますが、一刻も早くこの暗いイメージを払拭し、区切りをつけて、阿武町本来の元気で明るいイメージに転換し、町民の幸せを第一に考えて、前向きな町政の推進に向け「新生阿武町」の再起動を、しっかりと進めて行かなければならないと思っております。

さて、現在、原油価格や物価が急激に高騰しています。

こうした中、新型コロナによる大きな影響を受けている町内事業者の救済を目的として、町民一人1万円の「阿武町町内事業所V字回復応援券」事業につきまして、去る6月定例会でご議決頂き、現在実施中であり、町民の皆様にご利用いただいております。

こうした中、今回これに続く第2弾として、追加配分された新型コロナ関連交付金を活用して、原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者を支援するために、今回の補正予算に、5つの補助事業を計上させていただきましたので、ここでその概要を簡単に申し上げたいと思います。

まず1つ目は、「商品券交付事業」であります。町内事業所で利用出来る500円の商品券を、1人当たり14枚合計7,000円分を配付し、11月から来年2月末までを使用期間として、家計の負担増を軽減し、生活者支援を図ります。

2つ目は、「事業者支援補助金」であります。町内の事業者を対象として、燃料費、電気料等の高騰分に対して補助を行います。

3つ目は、「農林水産業者支援補助金」であります。農業、畜産業、林業、そして水産業者を対象として、燃油、肥料、飼料等の資材費に係る高騰分に対して補助を行います。

4つ目は、「タクシー事業継続支援補助金」であります。町内運行タクシー事業者の人件費、燃料費、施設使用料、車両維持費等の運行経費の赤字補填を行い、運行の継続を支援いたします。

最後に5つ目は、「給食費負担支援補助金」であります。学校給食に要する材料費の高騰分を、学校給食会計に補助することで、子育て世帯の給食費負担を据え置き、生活支援を図ります。

なお、この5つの原油価格・物価高騰対策補助金等の事業費の総額は、4,613万3千円で、財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,929万9千円を活用し、不足部分につきましては、町単

独の一般財源 683 万 4 千円をあてることとしております。

ここで、若干の状況報告を申し上げますが、来年度以降の奈古・宇田郷地区の交通の確保につきましては、前々から福賀地区と同じようなデマンド方式による運行サービスがスタート出来るよう、現在、両地区で話し合いが進められているところであり、私としても、しっかりと実現に向けた支援をして参りたいと思っております。

又、福賀地区の懸案事項であります「藤原橋」につきましては、ご案内のとおり、老朽化等により、現在通行止めとしているところではありますが、復旧に対する地域からの強い要望も聞いており、これまで調査、そして改修方法の検討、数量計算等を行い、概算工事費を算出し、今県に河川協議書を提出しており、現在回答待ちという状況であります。

なお、概算工事費の公表はここでは控えさせていただきますが、費用対効果等を考慮した中で、多額の費用が発生する場合には、廃止、或いは歩行者専用という選択もあり得るかなと思っておりましたが、積算が、私が考えていた判断基準の工事金額以内に収まりそうでありますので、近い内に河川協議の許可が下りて、工事費の大幅な増額がなければ、従来どおりの車両の通行も可能な橋梁として、改修工事に着工したいというふうに考えています。

又、平成 24 年 10 月から、みどり保育園にカナダの青年を招聘し、幼少の頃から異文化交流や、遊びの中で生きた英語を学ぶための「外国青年招致事業」を実施いたしておりますが、事業も 10 年目を迎え、保育園でせっかく学んだ生きた英語を、小学校に入学してからも途切れることなく、継続して学んで行けるよう、今回、カナダからの青年をもう 1 人増員し、この 9 月から保育園、小学校、そして中学校での A L T の授業につなげていく体制を整備いたしたところであります。

今回、新たに任用したカナダの外国青年は、実は、招致事業の第 1 号として、10 年前に当時 20 歳でしたが、20 歳の時にみどり保育園にきてくれた、ゾエ・パケットさんで、又、阿武町で働きたいと言う彼女の希望ともマッチして、実現したものです。

今後は、みどり保育園、阿武小学校に配属する他、福賀分園、福賀小学校にも彼女たちが定期的に出向いて行って、子どもたちとふれあう中で、楽しく生きた英語を学んでいく機会が増えると思っております。

又、今年度は、これからの町づくりの施策として、ウイズコロナの中ではあ

りますが、持続と循環をキーワードに、木の駅、或いは地域通貨という新たな事業にも挑戦いたします。

冒頭申し上げましたが、阿武町も、夏の甲子園を賑わせ、準優勝を勝ち取った下関国際高校のように、例え小さな町であっても、試練を乗り越えて、前向きな形で全国に発信し、持続可能な町づくりを実現させることが出来るよう、職員一丸となって、新たな一步を踏み出して参りますので、議員各位には引き続き、ご理解ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします 17 件の議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

まず、議案第1号「阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の育児休業の取得回数の制限緩和、及び休暇の対象期間の拡大等に係る条例の一部改正であります。

次に、議案第2号「阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人の、印鑑登録に係る条例の一部改正であります。

次に、議案第3号「阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」につきましては、任期満了に伴う選任であります。再任でご同意をお願いするものであります。

次に、議案第4号「阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」につきましては、職員の異動に伴う選任につき、ご同意をお願いするものであります。

次に、議案第5号「阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、関係条例の一部改正であります。

次に、議案第6号「阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例」につきましては、奈古沢松漁港防波堤に、ヨット等のプレジャーボートの係留を可能とするための条例の一部改正であります。

次に、議案第7号「令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の工事請負契約の締結について」及び議案第8号「令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の工事請負契約の締結」につきましては、2件の工事につき、予定価格が5千万円以上となりますので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又、は処分に関する条例」の規定により、議会のご議決

をお願いするものであります。

次に、議案第9号「阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」につきましては、任期満了に伴う、教育長の選任であります。現「能野祐司」教育長の再任でご同意をお願いするものであります。

又、議案第10号から16号までは、一般会計補正予算のほか、国保事業勘定、そして国保直診勘定、介護保健、簡易水道、農業集落排水、漁業集落排水の6つの事業の特別会計の補正予算であります。

最後に、議案第17号「令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、地方自治法の規定により、令和3年度の各会計の決算の認定をお願いするものであります。

このほか、議会最終日の全員協議会では、令和3年度決算における「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、及び、町の執行に係る工事等の契約の締結についての2件を報告すると共に、公金の誤振込みの経緯、及び検証並びに再発防止対策について、ご報告なりご協議頂くこととしております。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、その都度、担当参与から説明いたさせますので、ご審議の上、ご議決、或いはご同意賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての私からのごあいさつに代えさせていただきます。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、市原 旭君、1番、米津高明君、を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる8月30日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9

月 16 日までの 9 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 9 月 16 日までの 9 日間と決定しました。

### 日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 6 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

はじめに 1 番、米津高明君、ご登壇下さい。

○1 番 米津高明 皆さん、おはようございます。日本共産党の米津高明です。

今、議長も少し触れられましたが、安倍元総理大臣の国葬が、日本の国内で大きな問題になってきています。法的な根拠もなく、8 年余り永きにわたり、国に尽くしてきた首相であったから当然、こういう理由で岸田首相は閣議決定をしています。今、再び大問題になってきています。旧統一教会とベッタリだった安倍元首相、この影響で、多くの被害者が発生しています。そして、森かけ問題や、桜を見る会の問題などの政治の私物化疑惑、これは、未だに何も解明されていません。そして何よりも、思想信条の自由を侵すようなのが国葬です。今の日本国内で、これに該当する法律はありません。今日本の国民半数以上が反対をしています。日本共産党は、法的な根拠もなく、憲法 19 条にも違反する葬儀の押し付けである、安倍元首相の国葬に反対を表明しています。

さて、それでは一般質問に入ります。

発生から、先程町長が言われましたように 5 ケ月を経っていますが、4,630 万円の誤振込について、又、質問をします。

その前に、大変申し訳ありませんけども、1 ケ所訂正。一番最後のページなんですけども、異なる常、異常とあるのは、以上の間違いで、訂正をよろしくお願いいたします。

ここで、支出について再確認をしたいと思います。

4 月 1 日に 463 人分の口座情報を入れたフロッピーディスクと、引渡票を山口銀行阿武支店に届けています。山銀は、発信優先という手続きで振り込み処理をしている。この方法は、阿武町と山銀間での合意、つまりそういう取り決めに基づいて、山銀は処理をした訳です。この時小切手は、振り出してはいま

せんでした。4月6日に本来なら引渡票のコピーと、小切手振出済通知票、それに4,630万円の小切手でいいところを、引渡票ではなく総合振込依頼書と4,630万円の小切手を届けてしまったために、銀行は、総合振込依頼書の一番に記載されていたTさんに、一括で4,630万円を振り込んでしまった。

それでは、質問に入りたいと思います。

4月8日、山銀から小切手を早く届けて下さいと連絡が入って、はじめて誤振込が発覚しました。つまり、4月6日の手続きでTさん一人の口座へ4,630万円が振り込まれていたため、463人分の4,630万円の小切手を届ける必要があった訳です。この状況を私は確認しましたが、支出命令書なしに4630万円の小切手を発行し、山銀へ届けられています。これは、町の通帳に7億円余りのお金があり、今、職員とTさんが組み戻しのために宇部の銀行へ向且つている、そういうことで、お金はまあ2～3日のうちに直ぐ返ってくるだろうということで、小切手を発行したということです。しかし、これだけの大金をいとも簡単に大金を出金してしまったということに対して、この内容が、町長や副町長に伝わっていたのでしょうか、前もってですね。但し、この日はたまたま、町長・副町長とも学校行事に参加ということで、事前には伝わっていなかったと私は思っています。これは、例えば伝わっているとすれば、町長の責任はとて大きいと思います。6月議会で承認された50%且つットの3ヶ月では、私は済まされないと考えています。

阿武町財務規則第52条では、「支出負担行為者は、配当された予算の範囲内において、支出負担行為書にその内容を示す書類を添えて、支出負担行為をしなければならない」とあります。つまり、理由はどうであれ、予算を超えて支出出来ないことになっているんですが、今回は、支出をしてしまったということです。

そして実際の支出に当たっては、阿武町財務規則第57条に「支出命令者は、経費の支出をしようとするときは、請求書又は支出調書の内容を審査して、支出命令書を作成し、これを請求書又は支出調書並びに支出負担行為書及びその内容を示す書類を添えて、会計管理者等に対し支出命令しなければならない」とあります。

会計管理者においては、阿武町財務規則第59条に「会計管理者は、支出負担行為に関する確認をしようとするときは、おおむね次の各号に掲げる事項について審査しなければならない」となっています。

- ①所属年度会計及び歳出科目に誤りはないか
- ②予算の目的に反していないか
- ③予算額及び予算配当額を超過していないか
- ④示達された金額を超過していないか
- ⑤金額の算定に誤りはないか
- ⑥契約締結方法は法令に違反してはいないか
- ⑦支払方法及び支払時期は法令及び契約に違反してはいないか
- ⑧その他法令に違反してはいないか

2、前項の規定により審査した結果、支出出来ないと認めるときは、理由を付して当該支出命令書を支出命令者に送付しなければならないとあります。

これだけ条例で間違いを起こさないようにと決められていることが、ことごとく守られてなかったんじゃないかと、だからこういうことが起こったと私は思っています。町長が言われた、漫然と仕事をしていただけでしょうか。この支出命令書には、各担当者課長の判が全部押されています。ここで、誰一人問題にしなかった、こういうことが大きく組織の問題ではないかと、そして、問題の根はすごく深いのではないかと私は思っています。

この問題、今回でもお互いのチェック機能が働いていれば防げたのではないかと思います。お互いの信頼関係を築きながら、チェックの可視化を行い、どんなことに対しても全員で取り組む、こういう気持ちでいて欲しいと思います。

それでは町長にお伺います。4月8日の小切手について、発行前に町長に報告があったのでしょうか。又、再発防止対策案が示されていますが、今後定期的に全職員の方に対して行っていくのか、今回のことを受けての研修だけなのか、このことについての、町長の回答をよろしくお願いします。

○議長 只今の1番、米津高明君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 まず、質問の中にいくつかの確認事項がありますが、この件につきましては、これまでも住民説明会や議会全員協議会、更には、広報紙、記者会見等を通じて広くご報告をしているとおりであります。

こうした中、「支出命令書なしに4,630万円もの大金を町の通帳から出金してしまったのは問題である。」、又、「町長や副町長は、このことを知っていたのか、報告はあったのか。」ということではありますが、町としても、事実の検

証を含め、これまでに再発防止検討会議等による検証を重ねておりますので、まずは、誤振込があった当日の4月8日の状況について、今一度説明させて頂きたいと思っております。

詳細なところまでは省きますが、当日の午前9時50分頃、指定金融機関である山口銀行阿武支店から、誤振込みがあることの連絡が出納室長に入り、出納室長が前室長補佐の議会事務局長に連絡して協議し、相談を受けた前室長補佐であった議会事務局長が、山口銀行阿武支店に確認の電話を入れたところ、阿武支店の代理の方から「フロッピーディスクの支払いに係る小切手が届いていないので、早急に小切手を切って欲しい。」との連絡があり、議会事務局長が出納室長にその旨を伝え、その時点で出納室長がフロッピーディスク分の小切手を新たに切っています。

そして、約1時間後の11時過ぎに、出納室長の方から入学式から帰庁した副町長に対して、そして、その後に私の方にもありましたが、それぞれ誤振込みが発生したとの報告があり、私からは、直ぐに振込金の返却手続きの対応を行うよう、指示をしたところであります。

そして、その指示を受けて、出納室長と議会事務局長の二人が、相手方の福田下の自宅に向かい、12時15分頃に到着して、出納室長と議会事務局長は、相手方が風呂から上がって来るのを待って、お詫び申し上げ、事情を説明し、公用車への乗車をお願いして、了解を得て大手銀行の宇部支店において組み戻しの手続きを行うために出発をしたところであります。

一方、出納室においては、出納室が手薄になるために、出納室長に代わって出納室に待機していた総務課長補佐に対しまして、指定金融機関である山口銀行阿武支店から、小切手振り出しについての催促の電話が2掛かり、出納室で待機していた総務課長補佐は、これに対し「出納室長から何も聞いていない。小切手を切れる職員もいないし、小切手を切る権限もない。」と答えますが、銀行からの催促に対し、総務課長補佐が、宇部支店に向かっている出納室長に電話を掛けて状況を説明したところ、出納室長の方から、新たに463人分のもので切っていた小切手のある場所が示されて、銀行の支店に持って行くよう指示があったということでもあります。

そして、これを受けて、総務課長補佐が、副町長に出納室長からの指示内容を伝えて、小切手振り出しについての確認を行った後に、出納室長が新たに切っていたフロッピーディスク分の小切手を、総務課長補佐の指示を受けた新人



職員が、山口銀行阿武支店に持参し、阿武支店がその小切手を受け取り、13時24分に本部に打電して、会計処理が終了したといういきさつであります。

今申し上げましたのが、当日の出金のあった状況であります。もう一度まとめますと、会計管理者である出納室長が小切手を振り出し、総務課長補佐が出納室長の指示を受けて、連絡を受けた副町長が、既にこの時には出納室長が当事者を乗せて大手銀行の宇部支店に向且つており、組み戻しの手続きがされることは疑う余地もないというふうな状況でありましたので、出納室長の指示事項を確認して、指示を受けた職員が、小切手を山口銀行阿武支店に持参したということでもあります。

なお、「小切手を振り出す前に、町長に報告があったのか。」とのお尋ねであります。報告は受けておりませんが、そもそも小切手の振り出しについては、会計事務処理であり、地方自治法において、出納室長と言いますか、会計管理者の業務権限であり、町長が関与、或いは決裁する様にはなっておりません。

ここで改めて、地方自治法第170条に規定されております「会計管理者の職務権限」についてご説明をさせていただきます。

この170条の中で、「会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる」とありまして、その主な職務内容は、「現金の出納及び管理を行うこと」、そして「小切手を振り出すこと」、更に「有価証券の出納及び管理を行うこと」、そして「物品の出納及び管理を行うこと」、更に「現金及び財産の記録管理を行うこと」、そして「支出負担行為に関する確認を行うこと」、そして「決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること」というふうにあります。

議員もご承知のとおり、阿武町財務規則においては、支出負担行為者、支出命令者は、内容を示す書類を添えて支出負担行為をし、会計管理者等に対し支出命令をしなければならないとありますが、支出命令書のように、「法令や要領要項に基づいて、お金を払ってもいいですよ。」という決裁については、本町では、基本的に10万円以上の支出負担行為、及び支出命令の決裁は、町長権限になります。小切手を切るとか、振り込み依頼書を銀行に持って行くとかいうような「会計事務処理」、或いは「支払い手続き」については、地方自治法において、あくまでも、会計管理者である出納室長に最終の業務権限があり、町長が関与して、決済印を押すようなものではありません。

そして、当日の状況においても、権限のある会計管理者である出納室長が、

小切手を切り、振り出しの指示をしているところであり、総務課長補佐から副町長に連絡があったとのことではありますが、副町長も小切手の振り出しに対する権限がある訳ではなく、出納室長が許可し、すでに組戻しの手続きに向かっている状況でありましたので、副町長も了解したということでありまして、これを性善説に基づく過信が招いたミスと言われれば、それはそうだと言わざるを得ないところありますが、この件につきましては、これまでも何度もお詫び申し上げているところであります。

次に、「お互いのチェック機能が働いていなかったのではないか。」とのご質問であります。この問題につきましても、再発防止検討会議等を通じて検証を行ってきたところでありまして、人事異動をはじめ、年度末と新年度の会計事務の処理量の増大に加え、休みの日が重なり銀行への提出日が早まり、事務処理の期間が通常よりも短い時間であったことや、新型コロナウイルス感染症関連の臨時特別給付金という通常の事務処理ではなく臨時的な処理であり、担当した職員もはじめての事務処理であって、引き継ぎも十分ではなかった、そして、対象者である463人の代表者となった振り込み先の銀行口座が指定金融機関の山口銀行阿武支店ではなく、宇部に支店のある大手銀行であったこと、そのため組戻しの手続きが難航したこと、更には、年度替わりの膨大な支払い関係の書類を処理する中、短期間での事務処理であったため、支出命令書の各決裁課程において、「納付書」とするところが「口座振込」となっていることに誰も気付かず、出納室長も「口座振込」による処理を行い、それにより総合振込依頼書を出力し、小切手と一緒に銀行に持っていくなど、複合的な要因が幾重にも重なって、今回のようなことが起こったところであります。

この件につきましても、これまでの住民説明会や全員協議会、そしてマスコミ等を通じて何回もご説明し、お詫び申し上げて来たところであり、町としても大変重く受け止め、再発防止検討会議における検証と、再発防止対策の検討をはじめ、全職員を対象とした問題点の掘り起こしを行い、この件を教訓、並びに契機として、財務会計システムの改善を図り、人事や組織体制のあり方を見直し、各種の研修等を通じて職員の人材育成を強化し、職員の資質向上を図り、業務内容の改善や管理体制の改善を前向きに図っているところであります。

又、誰もミスやヒューマンエラーを起こそうとして起こす訳ではありませんが、今後はヒューマンエラーやミスは起こりうることを前提に、内部統制にも取り組み、今回のようなことが二度と起こることがないように研修等を行

くことが、職員個人のレベルアップと職員全体の底上げを行って行くよう努めていく所存でありますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 町長は、小切手の出す権利はないとおっしゃってたんですけども、会計管理者の方が、自由に勝手に出せるというふうな解釈じゃないと思っているんですけど、それでいいんでしょうか。要するに、そういう負担行為というか支出命令書、これに対して支出をするという書類がはじめて揃って、小切手は切れるというふうな判断でいいんでしょうか。

○町長 勝手にという表現が、ちょっとよく分からないところがありますけども、勿論、根拠に基づいて出すということで、気ままに出すという話ではないという風に思っておりますし、先程申しましたように、自治法の170条の中に権限の中に、小切手を振り出すことというふうな権限を申し上げましたけども、その権限につきましては、会計管理者である、うちで言えば出納室長が兼ねておりますけども、これの専権事項であるという感じであります。

○議長 1番、再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 この前、副町長に話を伺った中で、つまり、今回小切手を出したのは、直ぐに戻ってくるだろうと、町長がおっしゃったように、今職員の方とTさんとが組み戻して宇部の銀行へ向かっているから、まあ2～3日のうちに返ってくるだろうと、それで、たまたまお金が通帳にそんだけ沢山あるから、取り敢えず出しておいて、直ぐ戻したらもうことなきを得るからという、すごくなんかこう安易というような気が私はしてるんですけども、ここで、ちょっと立ち止まって、最悪の場合を考えて、対処して頂ければ状況は変わったのではないかと思うんですね。又、銀行は、早くその部分を処理しているんですから、早く小切手をくれくれというような催促の電話があったというのは聞いています。でも、最初の振込で、私は山銀にも責任の一端はあると思っています。こういうことを、一人の方に、こういうお金を振り込むというのは、ちょっとおかしいのではないか、そういうちょっとしたこと、今では、何とか

詐欺というのが流行ってます。窓口で、銀行にしても、コンビニにしても、窓口の方の機転で防がれてることが多いと思うんですね。そういう意味で、少しく、電話を掛けるのにそんなに時間は掛からない、町へこういうことでいいんですか、という電話を1本入れて頂ければ防げてると思うんですね。そういう意味では、銀行にもすごく責任はあるというふうに思っています。町長も、最悪は銀行にも色んな出建てを打つようなことを、ちょっとおっしゃってましたが、まあお金がほとんど返ってきてますし、そういうことはないと思うんですけども、こういうことに関しては、もう少し改善というか、今回はたまたま町長が学校の行事、副町長も学校の行事で不在であったということと、色々なことが重なってこういうことが起こったと思ってるんですけども、こういうときにこそ、庁内できちっと体制が取れるような、そういう体制があったかどうか、ない場合でしたら、滅多にこういうことはないと思うんですね、町長が不在の時は、副町長が代理者となってそれを行うということなんでしょうけども、そういう体制、万が一のときの体制をきちっと取って頂きたいというふうに思いますけども、その案が示されてますけども、その中に私もきちっと100%読んでないんですけど、是非ともそういうなものを入れて頂きたい、防災とか大被害とかそんな感じのマニュアルだけでなく、こういうことも起こりうる、そういうことに対しての管理システムも、是非きちっと作って頂きたいと思いません。

○町長 今、大きく3つの再再質問があったというふうに思いますが、1つは、当時、我々としては性善説に基づいて、あの本当にまさかというふうに思いますが、本人さんが納得して車に乗って頂いて、印判まで買って、銀行の窓口、玄関まで行って頂いた訳であります。その時点で、何故その対策が取れなかったのかというお話であります。このことについては、本当に後でそういうことが出来たのではないかと問われれば、それは結果論としてあったかもしれません。あまりにも性善説過ぎるというふうなお話、話は確かにあります。しかし、我々、私たちは、今まで町民として接してきた中で、色んなことで色んな間違いもあります。それは町民の方々に、頭を下げてちゃんと説明して、説明すれば納得して頂けた。そして、その延長戦上に今回も間違いが起きました。すみません、ですから組み戻しをお願い出来ませんか、という話の中でいいですよということで車に乗って頂いて、銀行の窓口、玄関まで行った訳ですね、そのときに、本人さんが言われるのは、でも今色んな詐欺とかそういう話がある

時に、口だけで言ったのでは証拠も残りませんという意味だというふうに理解しておりますが、そうじゃなしに、どういうふうな間違いをしたんです、ですからどうして下さいというものを紙に書いて、公文書として下さい、でない私はちょっと怖いんです。ということがそのときに言われたと私は聞いています。そのとおりであったかは分かりませんが、趣旨としては、それは確かにそうだなと、後で思えばですね、確かにそうかなということで、それはあくまでも、自分を守るためにそういう書類が欲しいんだということ、おっしゃることは全うなことだと思います。ですから我々は、その場でそれを貰うまでは出来ませんと本人さんがおっしゃった訳ですから、それは致し方ありません、ちゃんと公文書を差し上げます。持って行きますという話をした訳です。でもその前提は、正に性善説と言われるかもしれないけども、そこまで行ったけども、自分を守るためにその書類を下さいと言われた訳でして、組み戻しに応じないという、そういう趣旨の根底が全然違う訳ですね。我々はそれをしてくれ、これを出して下さい、その書類を下さい、でしたら自分が色々なことがあっても、自分を守ることが出来ますと言われることを、そりゃそうですね、それはありますね、そういうふうなことでその日は断念した。自分の立場に立ち戻ったときに、例えば自分がそういうことになって、役場の人にそういう話をしたら、役場の人がそうですねと言った。家に帰って、明くる日銀行に行ってみたら、いきなり差し押さえしてるじゃないですか、テレビのワイドショーなんか、そうやってましたよね、弁護士の方が、結果論として、あの時に直ぐにその預金の口座を差し押さえればよかったじゃないですか。差し押さえるべきだったと言われました。でも本当にそれが出来ますかということは、私は前から思っています。本当にそれが出来ますか、我々町民が、性善説できた町民が、そういうことで自分を守りたいからこれ下さいよといったときに、家に帰ってみたら、銀行口座はもう押さえられていた。私でしたら、逆にそんなんだったら、言葉は悪いですが少しゴネてやるかという、そんなことを思うかもしれません。ですからそのときの、われわれが性善説に基づいて、それは甘いと後出しでは言われますけども、私はそのことで職員を責めようとは思いません。ごく普通のことである。性善説に基づいて、その時に押さえるというようなことは、私はするべきでもなかつたろうし、結果論を見てするべきであったという方は沢山いらっしゃるよ。でも私はそれが出来なかったというのが本当かなというふうに思いますし、それを責める気持ちは全くありません。

それから、銀行さんのお話がありました。銀行さんも気付くべきじゃなかったかというふうなお話があったと思いますけども、ただ私どもは、この銀行さんの在り方について、ここで論じることは出来ないというふうに思います。間違いであれ何であれ、私たちが、その間違っただけを出した訳ですから、それについては、今ここですべきじゃないと思います。

それから、一番大事なことは、最後におっしゃいました再発防止対策であります。これにつきましても、答弁の中で縷々申し上げましたけども、我々も一生懸命、今検証と再発防止対策についてやりました。何回も何回も会議をやって、まず検証した。そして、どうしたらこれを再発防止出来るかというふうなことも検証しながら、そして特にシステムの問題については、ただ単純に役場の中で出来るものではありません。財務会計システムというのが、業者の造ったソフトで造ったものがありますから、その中で、そういったものが出てこない仕組み、振込依頼書が出てこない仕組みというのは、機械のソフト的なものです。そういう仕組みは既に出来て運用してはいますが、そういったふうなこともやっていかなきゃいけない。

後はヒューマン、人のことであります。そのことにつきましても、今議会の全員協議会の最終日に、皆様方に成案をお示ししたいと思いますし、その前段として、議員各位には、案をお示ししたと思います。冊子にして皆様方一人ひとりに差し上げました。ちょっとよく読んでないというのは残念ですけども、ご意見があったら是非聞かせて下さい、それをお聞きして修正したものを議会の最終日にお示ししますよと、私直接申し上げたと思います。ですから我々は、皆さん方の意見、そして、原案に対する皆様方の意見を集約し、そして、あのものにつきましては、庁内の職員にも配っています。職員からも色々な意見を受けた中で、最終案を最終日に皆さん方にお示ししたいというふうに思います。もちろん、その中では、たまたま出納室だけの問題じゃなしに、役場全体の色々なシステムの問題、決済の在り方の問題、そして、人の研修の問題、資質向上の問題、そういったものを含めたものをお示しするとしておりますから、又、そのことにつきましては、しっかり見て頂いたらと思います。以上で終わります。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

## 休憩開始／10時08分 会議再開／10時16分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 次に2番、上村萌那君、ご登壇下さい。

○2番 上村萌那 上村でございます。あいさつする予定なかったのですが、ちょっと、今朝嬉しいことがあったので、少しごあいさつさせていただきたいと思います。

先日ですね、子どもが保育園に通っておりますけれども、新しい先生が来たと言ってまして、名前はゾエ先生というと言っておりました。私は、まさかと思ったんですが、先程町長のあいさつの中で、第1期にカナダビショップス大学の学生として来られたゾエ先生が10年越しに又、阿武町に戻ってきて頂いたということでですね、私は大変感激いたしました。10年前ですね、私が道の駅の中で働いておりまして、その時に出会えばあいさつをしたりですね、送別会でかき氷を食べに行ったりとかですね、話もしておりましたので、又、まさか阿武町に戻ってきて頂けると思ってませんでしたので、大変嬉しい出来事でした。今朝、顔もお見掛けしたんですが、その時は町長の話も聞いてなかったので、お互い顔を見てもピンときていないような感じだったんですが、明日、又、会えば、あいさつをさせていただこうと思います。

小学校の保護者の方からですね、保育園で行われていた英語学習を続けたいというお声を聞いておりましたので、今回前向きな施策ですね、誤振込の件もありますけれども、前向きな施策で、阿武町もアピールしていきたいと思いました。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

集落支援員の増員と活用について、伺います。

昨今の著しい少子高齢化や人口減少に伴い、又、自治会加入率の低下や、個人の価値観の変化・多様化もあり、全国的に、今までと同じような集落機能を維持することが難しくなっています。

阿武町で地域の困りごとと一言に言っても、環境整備や高齢者の見守り、地域交通の確保などのセーフティーネットづくりから、空き家の管理と活用や、地域資源を利用したコミュニティビジネス、地区のお祭りや伝統文化の継承など、地域によって様々です。

現在は、それぞれの地域の有志が自分たちの地域を自分で守ろうという「自

助」の気持ちで活動されています。しかしながら、先ほども申しましたが、高齢化や人口減少が進むにつれて、新たな困りごとや、その解決を担う人材の不足も起こってきます。以前より、福賀地区では高齢化に伴い 10 年後の自治会運営が難しくなるといったことや、宇田郷地区では、自治会統合により範囲が広がったことで、配布物一つをとっても役員の負担が増えているといったお話もありました。

「自助」だけでは難しくなってきたことを、他の組織を巻き込んだ「共助」や、行政と一緒に解決していく「公助」に繋げていくには、何かからはじめたら良いか、どういった人を集めたら良いか、又、場合によっては申請書類などの事務的な作業もあります。

「地域づくり」の中心はやはり地域住民であります。実際に何か新しいことをはじめるときに、他の団体や行政との調整役を担う方がいれば、もっとスムーズに課題解決に向かっていくことが出来るのではないのでしょうか。

そこで私をご提案したいのは、地域の実情に応じた問題解決のサポーターとして集落支援員を増やし、活用出来ないかということです。集落支援員とは地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体から委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、現状把握を行うとされており、大きな役割としては、

- ①集落点検の実施
- ②集落のあり方に関する話し合いの促進
- ③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

があります。給与は国からの財政措置を利用することが出来ます。

集落支援員は、阿武町の住民の中から採用されるというところが大変良いところで、元気な高齢者の力をお借りすることも出来ますし、自治会役員や民生委員などと併任される方や、地域づくりに意欲のある地域おこし協力隊の卒業後の受け皿にもなっています。高齢者が多い地区では、保健師や看護師等の資格を有する地元の方が採用され、地域福祉の増進活動を進めるなど、他市では数十人の集落支援員を配置しているところもあるようです。

地域を見守りながら調整役を果たす集落支援員の存在で、相談しやすい環境が整い、過疎地域で暮らしていくことにも安心感が生まれます。又、「自助」「共助」の地域の意識が高まり、自分たちの出来ることをやってみようという気持ちが生まれるきっかけにもなるのではないのでしょうか。



現在、阿武町では2名の集落支援員が、それぞれキャンプフィールドと阿武町暮らし支援センターに配属され、主に賑わいの創出や、空き家バンクの紹介などの移住定住サポートなどをされていますが、奈古地区、宇田地区、福賀地区それぞれ地域の困りごとは違ってきます。ぜひ地域づくりのサポーターとして集落支援員を増員して頂き、各地区での集落機能の維持に繋げて頂けないでしょうか。集落支援員の活用と増員の意向について、町長の考えを伺います。

○議長 只今の2番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 それでは、上村議員のご質問にお答えします。

まず本題に入る前に、「集落支援員制度」について、若干おさらいをしておきますが、この制度は、平成20年度に総務省の「地方支援制度」として創設された制度でありまして、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・或いは知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受けて、市町村職員と連携しながら、集落への「目配り」としての集落の巡回、状況把握等を実施するものとされ、専任の集落支援員と、自治会長などとの兼務の集落支援員があります。

全国における集落支援員の数は、令和3年現在で、専任が1,915人、兼任が3,424人となっております。報酬や活動に要する経費等の財源は、特別地方交付税として、専任の場合は最大430万円、兼任の場合は40万円が措置されるという仕組みになっています。

又、具体的な活動であります。上村議員ご指摘のとおり、国からは、デマンド交通システムなどの地域交通の確保、そして、都市から地方への移住や交流の推進、特産品を生かした地域おこし、農山漁村教育交流、高齢者見守りサービスの実施、或いは伝統文化の継承、又、集落の自主的活動の支援などが活動の例として示されているところであります。

なお、集落支援員の山口県内の状況を申しますと、現在、本町を含めて9市町で集落支援員を設置しておりまして、合計で48人が活動しておりますが、殆どが1人とか2人、大きな市でも5～6人ですが、長門市は突出しております。23人の集落支援員が設置されております。

因みに、長門市の状況について調べてみますと、活動の柱が2つありまして、1つの柱は、長門市内に13ある「まちづくり協議会」への人的支援措置で、職務内容は、協議会の運営や経理事務、そして地域の巡回、把握及び課題分析、

地域のあり方に関する話し合いの促進、課題に応じた具体的方策の検討及び推進、そして、地域住民や活動団体、行政との連絡調整、更には行政と連携した移住定住施策の推進というふうになっている様であります。

そして、もう1つの柱は、長門市内の7つの「福祉エリア」への人的支援措置で、職務内容は、地域の巡回、そして状況把握及び課題分析、地域のあり方に関する話し合いの促進、課題に応じた具体的方策の検討及び推進、地域福祉団体、住民及び行政との連絡調整、地域福祉の増進活動、そして、高齢者サロン、三世代交流への参画等、そして高齢者世帯への巡回等がありまして、具体的には集落で実施の高齢者サロンが主になっているようです。

なお、こちらは資格として、看護師、保健師、又、は作業療法士とどうふうになっておりまして、上村議員のおっしゃるような形で運営をされております。

こうした中で、阿武町の集落支援員ですが、「阿武町暮らし支援センター s h i B a n o」の設置を契機といたしまして、移住・定住及び交流促進、そして奈古浦集落の集落点検に一人、そして、まちの縁側拠点ABUキャンプフィールドのスタッフとして1人で、合計2人を設置しております。

以前から阿武町では、自治会を中心とした、「共助」、「互助」のまちづくりを推進しておりますが、因みに、平成20年から22年にかけて集落再編と自治会制度に移行する際に、役場の全職員が分担して、全ての集落に張り付いて、集落点検や地域課題の分析を行った経緯があります。

又、福祉分野では、民生委員さんなどが中心となって「いきいきサロン」の開催をしておられますが、そこには社会福祉協議会や役場の保健師なども出向いて健康事業などを行っております。

こうした中、上村議員の提案される形での本町に於ける集落支援員の配置につきましては、集落再編等の一定の節目の時や、目的の定まったケースであれば良いのですが、個別の集落への支援と言うことになると、最初は確かに良いと思いますが、次第に慢性化するとともに、ついには便利屋になってしまうことが懸念されるところであります。

又、逆に、やる気の強い支援員の元では、あれこれ提案や色んな横やり等も入って、自治会を振り回して、住民が疲れ果て、ついて行けない様な事態も出て来るとも想定されるところであります。

私は、新たに配置するとしても、一定のまとまりのある各地区単位ぐらいで、又、今後、自治会連合の推進や自治会統合の進展などとのタイミングも計りな

がら、どのような地域課題に対して、どのような体制で取り組んでいくかなど、しっかり検討した中で配置するほうが良いのではないかという感触であります。

昨年の10月から福賀地区では、地区をあげて地域公共交通「ふくすけ便」が、「共助」・「互助」の精神で始まりましたが、これには地域の有志の方が集まって、地域の小さな困り事解決のための話し合いに、町では選任のコーディネーターを派遣したり、又、まちづくり推進課や社会福祉協議会の関係職員も参画させて頂いたりして、まずはドア・ツー・ドアのデマンド交通からはじめて行こうということで、スタートしたところであります。

冒頭のあいさつでも申し上げましたが、現在、宇田郷地区、そして奈古地区でもデマンド交通の来年4月からのスタートに向けて、有志の話し合いが始まっており、福賀地区を手本として、それぞれが自分の力量に応じた役割を果たしつつ、地域課題の解決に取り組むことこそ、私は、地域づくりの原点であると思っております。

こうしたことから、地域のことは、まずは地域住民が自ら考える。そして必要な時には必要な支援を行うということで、私は良いのではと考えております。ただ、話し合いが進む中で、例えばデマンド交通の運営経理、或いはオペレーティング業務等の中で、集落支援的な人材が必要であるということであれば、その時には、この制度を活用することにつきましては、当然検討の対象であると思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 只今ですね、町長に答弁頂いてですね、私としてもですね町長の話の中で、目的を定めないと慢性化してしまうとかですね、現在、地域交通等に関しても、地域の皆さんでですね、地域の困りごとは解決出きているというようなことが理解出来ました。

ただですね、現在、阿武町暮らし支援センター s h i B a n o ではですね、結構サロンのような役割もありまして、地域の方が交流されたりとかですね、交流することで、色々こういうこともやってみよう、ああいうこともやってみようとかいうようなですね、盛り上がりが見られるような、地域で活動してみようというような動きがですね、見られるような部分もありまして、s h i B a n o で開催されている講習会、スマホ教室とかですね、パソコン教室といった

ようなものも、地域の方でこういうことで、地域の方と話す中で、こういうことがちょっと困ってるなどかいうようなことを、スピード感を持って実施出来るような、私としては感覚がありまして、今、奈古地区のみにそういったところがある、まあ s h i B a n o という場所があるということもありますけれども、奈古地区のみではなくて、宇田郷地区、福賀地区でもですね、是非とも、集落支援員一人でも置いて頂いて、地域と交流するとかですね、ちょっとした相談ごとで気軽に行けるようなところ、気軽に行けるような人ですね、そういったものがあればいいのではないかなと思ったのですが、先程も言いましたけれども、目的がないと便利屋のような感じになってしまうということも、私としては納得しておりますので、又、今後ですね、機会があればご検討頂ければと思います。以上です。

○町長 正に目的を持って、人を配置するというふうなことが大事だというふうに思います。あの、もう 10 年ちょっと前に、先程話をしましたように、自治会統合の時に、2年間かけて集落点検をやりました。要するに、5年後の特にこの集落の人口構成がこうなりますよ、この家は、まあ例えば何歳くらいで一応この家はなくなるとかを想定した中で、シールを貼ったりしてですね、色々集落点検をやりましたけども、皆さん方には、やはりその数字があるということは、色んなことが見える化出来る訳で、納得のいく説明も出来た訳ですけど、しかし、そこに至りますまでには、皆さん方の力を借りて、何回も何回もお集まり頂いて、凄く危機感がありやる気がある方は、そこにきてくれるんですけども、相当数の方はですね、やらされ感で疲れたというふうな話をされた方もいらっしゃいました。ですから、そこはやはり、私たちは、町民の方々とのコミュニケーションを取りながら、ここまでは皆さんと一緒にやりましょうねというふうなことにしなければいけませんけども、ある一定以上になると、逆に皆さん方にいらんご苦勞を掛ける、手間を掛けるということで、やっぱり役場は役場のしなければいけない部分があるというふうに思います。そして今、先程、福賀地区のふくすけ便の例に習って、奈古地区・宇田郷地区においても、まずはそういったデマンド交通からというふうなことで、既に動きが出ておりますけども、ここのメンバーを見て見ますと、特に奈古地区で主に取り組んで頂いてる方が、所謂、今まで色々なところで活動して、地域のリーダーとなって活躍して頂いた方とは又、違うお人が今度は出てやっています。大変良いことだと思います。「えっ」というふうな方が出てきて、じゃあ俺たち

もやろうじゃないかみたいな話が、段々と盛り上がってきていますから、正にこれこそが自助共助かなと思っておりますので、まずは、しっかりとこのデマンドのことについて、来年4月の発進に向けてやっていきたいし、はじめからキッチリ形を整えるんじゃないしに、まずは、発進することが大事だというふうに私は思ってますから、それに向けて、我々も一緒にやりながら、地域の方々と一緒になって、頑張っていきたいというふうに思います。

そして、この集落支援員制度、確かに地方交付税で地域おこし協力隊と同じですけども、財源が交付されることになっておりますし、特に集落支援員の場合は、都市からの方というふうな制限がありません。そして、年数制限もありませんので、使いやすいと言えば凄く使いやすいんです。ですから、長門市さんあたりがしっかりと23人の方がいらっしゃって、色々な使い方をして、地域の協議会の運営、要するに事務局ですね、事務局的なこともそういった方がされるというふうなことになるんじゃないかと考えていますので、私は、それは今から阿武町の中で全く同じことは難しいかも知れませんが、今から、例として申し上げますけど、3地区の中で、例えば奈古地区何とか協議会のようなものを作って、奈古地区全体の問題を奈古地区の方が考えましょうよというふうなことがあるのであれば、或いは自治会長さんが集まって、連絡協議会みたいなのがあって、ついでであればその事務局と言うのは、大方の場合は役場あたりがやるんでしょうけども、そうじゃないしに、もっと独自の活動もしてみたいというふうなことがあれば、そこの事務局員をそういった方をお願いするというふうな、色々考えられますから、今私はしませんというふうじゃないしに、今はそのような状況にはないけども、今からそういうふうな動きが出てくれば、そういった制度も、町にとっても財政的にも有利な制度ですから、是非使っていきたいというふうに思います。

それから、今shibanoがあそこにありますけども、元のshibano薬局を使ったshibanoがありますけども、福賀地区、宇田郷地区もという話がありますが、あのような施設が中々無いし、又、今の段階でそこに例えば福賀地区500人、宇田郷地区500人の所に1個何か設けても、ちょっとオーバースペックになるような気がして、はじめは皆さん集まる訳ですけども、中々難しいのかなというふうに思います。

話が長くなりますけども、宇田郷地区に「ひだまりの郷」を作りました。小学校が廃止された後に、「ひだまりの郷」で皆さん、老人福祉施設としてやっ

てますけども、あそこの入ったところに、サロンみたいなものを作りました。場所を、そこは所謂サロンのな皆さん地域の方々が集まって、そこで、よもやま話も含めて、お茶を飲みながら話しましょうよねというふうなのを作りました。私担当して、そういうスペースも作りました。それではじめは確かに運用がありました。ギャラリー的な、皆さんが色々やられているものをそこにちょっと展示したりする取り組みもありました。ただ、今はもうありません。場所はありますけど、そういう取り扱いはされていません。はじめはいいんですけども、作った時はいいし、皆さん来ます、1年くらいは。でもそれから先はなかなか続かないというふうなことで、あまりにも想いが先行しすぎても無駄な形になるのかなというふうに思いますから、本当に盛り上がり、絶対これがあるんだというふうな形になった時に、要するに、ソフト的なものが進んだ時に、意識が進んだ時に、ハードを整備し、そのソフトに対する支援体制が一番いいのではないかと思っております。以上です。

○議長 2番、再再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「ありません」という声あり。)

○議長 これをもって2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 次に5番、松田 穰拓君、ご登壇下さい。

○5番 松田 穰 こんにちは。5番、松田 穰、一般質問をさせていただきます。

まず一つ目、役場職員の募集と将来的な採用計画に関して質問いたします。

前回、6月定例会にて役場職員の人員に関して質問をさせていただきました。その後、早い段階で来年度の職員の募集に関して、防災無線や広報にて来年度採用職員の募集について、一般行政職6名、保健師職1名、技術系土木職1名、合計8名の募集を知り、職員数が少ない様に感じていた状況も改善されるのではないかと、少々安心しました。

ただ、今後の定年退職予定者の数や、職員の知識や職務経験、又、新規採用職員の知識、職務経験を鑑みるに、これで大丈夫なのかという心配もあります。

少子高齢化の進む中で、予測しづらい部分もあるかもしれませんが、現在の職員の人数、又、2年後3年後、又、5年後の役場職員の数に関して、予測や人員数の計画、来年度の職員募集に対する現在の応募状況を教えて下さい。

又、職員に関して、住民の方から、昔に比べて知った顔が少なくなった、物言いがきつい等がある、といった声も時々耳にします。近年、地元出身者の職員採用が少なくなっている様に感じるという話も耳にしました。地元出身の職

員数の減少により、役場に対する親近感も徐々に薄れてきている様にも感じます。町外出身者の自分が普段感じる事ですが、阿武町でずっと生活してきた地元の方は、地域の事や住民の事を当然よくご存じで、その情報量には、ただ驚くばかりです。人口約 3,000 人の阿武町で、住民の方々に寄り添った公共サービスをしっかりと提供していく上で、町内出身の職員の確保も非常に重要だと考えますが、現状はどうなのでしょう。

少子化の影響で、募集人員に対して地元出身者、新卒だったり、Uターンの応募自体が少ないのか、それでもどうなのか、応募自体が少ないのであれば、その原因としてどの様な事が考えられるのでしょうか。以上の質問について、町長のお考えを求めます。

○議長 只今の5番、松田 穰君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 松田議員から、役場職員の募集と将来的な採用計画についてのご質問を頂きました。

このことに関しましては、前回6月定例会の際に、10年前と現在の職員数の比較を申し上げましたが、ここで改めて申し上げますと、10年前の平成24年度の職員総数は53人で、現在は59人となっており、この間6人増員しております。又、これを職種別に見て見ますと、医師や保健師、或いは看護師、管理栄養士、保育士、そして、技術系土木職員などの専門業務を行う職員は、10年前も今も全く同数の13人でありまして、実際には、一般事務職員が10年前が40人ですが、これが6人増えて46人になったということになります。

なお、役場にはこれ以外にも、定数には算入されませんが、7人のパートタイム会計年度任用職員も勤務しているところであります。

こうした中、来年度の職員募集であります。今年度末に6人の職員が定年退職となりますが、これは町の規模、職員の割合からしますと1割超ですので、ある意味大量退職ということで、しかも、知識や職務経験の豊かな課長や、ベテラン職員が定年退職するということになります。

こうしたことから、来年度の行政運営を円滑に推進するためには、確実に新規職員を確保することが必要であるため、今年度におきましては、通常よりも2ヶ月程度早く職員採用試験を実施することといたしました。

なお、今回は特に国の政策により、健康増進や介護予防等を充実することが求められているため、保健師を1人増員するほか、現在、土木建築課には専門

の技術職員が2人おりますが、近い将来定年退職が見込まれるため、技術系職員を採用し、職員の育成を行うため、1人の土木技術者の募集も行っております。こうした中、ご質問の現在の職員の人数、2年後、3年後、更には5年後の職員数の予測、人員数の計画ということではありますが、令和3年度の「国家公務員法の改正」により、次年度の令和5年度から、国家公務員の定年が段階的に65歳までに引き上げられるのに合わせまして、地方公務員法も改正され、地方公務員の定年も同様に、令和5年度から段階的に65歳までに引き上げられることとなります。

このことは、例えば従来であれば、令和5年度末の定年退職者、これは阿武町では3人が該当しますが、これが制度改正により、2年ごと1歳ずつ段階的に定年が引き上げられることになり、この3人は61歳での定年退職となりますので、今までですと令和5年度末で退職であります。これが1年後の令和6年度末までに定年退職することとなります。

なお、定年退職につきましては、管理監督職勤務上限年齢制、所謂、役職定年制であります。これやら定年前再任用短時間勤務制度などにより、これも国家公務員と同様の措置を講じるようになりまして、今後、阿武町の定年引上げについても条例で定めることとなりますが、この条例改正につきましては、今年12月議会に上程する予定としております。

又、これまでは定年退職後、最長65歳まで再任用職員として、フルタイム又は短時間勤務で働くことが可能でありましたが、今回の法改正により、現行の再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引き上げ期間中は、現行と同様の暫定的な再任用制度が採用されることになっています。

従いまして、今後は、職員の段階的な定年延長や再任用等をしっかりと見極めながら、長期的な展望に立った「阿武町定員適正化計画」の改訂版を、今年度末までに策定し、適正な職員の確保対策や採用計画に反映して行きたいと思っております。

なお、この新たな「阿武町定員適正化計画」につきましては、完成しましたら、議会にもご報告すると共に、町のホームページ等においても、公表することといたしております。

ここで参考までに、現在実施中の、来年度の職員の募集状況を申し上げます。先週3日の土曜日に「一次試験」を実施したところでありますが、受験者数は、一般行政職が募集が6人に対しまして、受験者は16人です。そして、



保健師1人の募集ですが、これに対して受験者1人、技術系土木職も1人の募集であります。これに対して受験者は3人でありました。

なお、2次試験は来る10月8日に実施する予定としております。

次に本題であります。町内出身者の職員の確保と現状、そして、地元出身者の新卒、Uターンの応募状況、又、地元出身者の応募が少ない原因についてのご質問であります。

確かに、本町職員については、現実として、昔に比べて、地元出身の職員が少なくなり、町民から、松田議員がご指摘の様なご意見を伺うことも多々ありますし、私も、なるべく多くの地元の出身者が職員になってくれることを望む気持ちは同じであります。

ただ、ここで押さえておかなければならないことは、多くの町民には、地元出身だから、或いは顔を知っているから、或いはお互いに馴染みやすい、声を掛けやすいという様な思いがある訳でありまして、地元以外の出身職員が、皆愛想が悪いとか、不親切とか言うことではないと思いますし、見方を換えれば、それはある意味、地元町民の思い込みによる感じ方という面もあるのかも知れません。

町外出身の職員、或いは全てのIターンの人にも当てはまりますけども、確かにその人自身は、他所から来た人ですが、その人と一緒に来た、或いは阿武町で生まれた子どもさんは、紛れもない地元阿武町出身者ということです。そして、職員の多くは、この阿武町を終の棲家として考えておる訳です。

考えて見ますと、町外出身の職員から見れば、町外から阿武町が好きで阿武町の職員になり、一生懸命に地域に馴染もうと努力しているのに、町民からは色眼鏡で見られると言うような、そんな疎外感を感じる職員が出ることは、その職員にとっても、町民にとっても何も良いことはないというふうに思います。

要は、地元出身者であろうが、町外出身者であろうが、職員として、更に地域住民として、或いは人としての資質の向上が大事であり、そのためには、役場としても、これまで以上に、しっかりと職員研修、職員教育等を積み重ね、一方で職員のスキルアップも図りながら、役場職員全体の底上げを図って、住民に寄り添った公共サービスをしっかりと提供出来、町民に愛され、頼りにされる職員の育成を図ることが大事であると思っています。

なお、職員採用の取り組みについてであります。近年の採用試験では、町のホームページやフェイスブック、防災行政無線で広く呼びかけて周知してい

るところであります。地元出身の応募自体が少なく、苦慮しているところであり、町内の学校で取り組んでいる「ふるさと教育」とは何なんだろうかと忸怩たる思いもあるところではあります。今後は、町出身者へのダイレクトな呼びかけとして、SNS、インスタグラム等の活用や、成人式での出席者や学生ふるさと応援便のメンバーへのアプローチ、更には、東京・大阪での阿武町会等を通じて、町の出身者に直接PRもして行きたいと思っております。

そして何よりも阿武町出身者が「阿武町はおもしろい」、「阿武町に帰ってきたい」「地元で頑張りたい」と思われるような、躍動感と魅力のある町づくりに、これまで以上にしっかり取り組んでいくことが重要であると思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 では再質問をさせていただきます。

将来的な職員の数の展望についても、しっかり検討されて考慮されてるなどということなんですが、今回ちょっとアクシデントがあって、色々職員の方も大変な目にあわれた部分もあると思います。実際、社会の環境としても、昔に比べると、育児休暇だったり出産のための休暇だったり、以前は女性がメインだったのかも知れないですけど、今は男性の方も取得の機会が増えてくると考えられます。こればかりは、授かりもので、いつどんなタイミングで発生するか分からない、そういった不測の事態に対して、当然、今でしたら再任用職員だったりという形で対応されていくんだと思うんですが、実際コロナ禍の中で、コロナにかかった職員が、又、家族の方がかじつたら、それが2週間なり休まなければならなくなったり、そういった不測の事態もしっかりと考えられているとは思いますが、それを確認の意味で聞かせて頂きたいと思うのと、町内の出身の職員の方、実際僕は生活する中で凄いビックリするのは、皆さん、人でも下の名前と言えば大体どこの誰だか分かるというくらい理解されてるんですけど、僕なんかは、話を聞いてもどこの誰の話をしているのかチンプンカンプン、こんなところが、今阿武町にきて11年くらいになりますけど、それでもそういったベースの知識不足というか、町外出身の者としたら、そういった部分を感じます。

町外出身の職員の方は、そういった部分、地域性であったり、地域の人のこ

とだったりというのは、OJTという形で研修というか、学んでいくんでしょうけど、そういった素の部分で町内の出身の方は持ってらっしゃると思います。退職する職員の方の代わりに新卒の方が入ってくる、そのあたりの基礎知識というか、阿武町の知識を持ってない、そういった部分で非常にスタートの地点での有利不利だったり、それは、町内の本当の事細かな情報を集めやすい部分、それに対して住民の方が困っていることがあれば、直ぐに対応出来る、それこそ町長が言われている、打てば響くに対するスピードアップの部分ですね、こういった部分で非常に強みがあると思いますので、そういった方々が、しっかり阿武町役場で働きたい、逆に役場で働くってどうなんだと役場職員に聞かれた時に、いやちょっと仕事がキツイから、と言うんじゃないくて、いいところだから、是非試験でも受けてみなさいと言えるような環境作りをして頂けたらと思うんですが、このあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町長。

○町長 まず、今色々な形で、今回も議案の中に若干関連議案がありますけども、色々な職場の環境につきましては、改善されてきて、例えば育児休業等につきましても、男性の育児休業あたりについても、制度的にも勿論整備し、そして、実際にだんだんとこれを取得する人も増えてきているというふうなことであります。

一方で、同じような面では、その期間は女性には特に出産というのがあって、その期間は勿論、職員身分は持ちながらも執務は出来ないという状況になる訳でありますから、我々は募集についてはですね、やっぱり今までは、それを全て経費の節減と言ったらちょっと変な話なんですけども、ちょうどドンピシャりくらいのところで採用をしていた訳ですね。ですから、全く余裕がない状況で、何かが起こった、先程のコロナに罹患したとかですね、何か起こった時に全く余裕がないんで、ドタバタするというふうなことが確かにあった訳でありますから、その点については、私どももそういった経験も踏みましたし、そのようなことがないように、若干の余裕を持ってですね、職員採用をするようにしております。そして、又、そのことが、この度の事件のこともありますが、やはりはじめから一人一係で、フル回転というふうなことじゃなしに、特に新人職員については、1.0 という計算じゃなしに、0.8 とか 0.7 とかくらいですよという計算で仕事を与えるということが、結局はそれが、勉強する期間

を仕事だけでフル回転であれば、学習する時間がないというふうなことになりますので、そこはちょっと余裕を持った採用にしたいというふうに思いますし、今回の採用もそのようにしておるつもりであります。

それから、現に採用している職員につきましても、今3年前からやりはじめておりますけども、地域をやっぱり知るということが大事じゃないかなというふうなことであります。今コロナの関係で、中々外に出ることが少なくなって、地域の方と接触する機会が少なくなっておって、中々厳しいところはありますけども、我々は出来ることとして、一つやりはじめたのは、地域をまず知ろうじゃないかと、役場職員全員、私も含めてですけど、何班か2班か3班に分かれて、町内の今年遠岳山登山であります、去年は神宮山、宇田の、その前はイラオ山、全員が班に分かれて登山をする。そしたら、やっぱり地元出身の職員でもはじめて行ったというのが沢山います。まして、町外から来た職員は、当然はじめてのことということでもあります。そして、新人職員には、役場に入った時には、今その同期、その年度入った同期で、例えば観光マップを作るとかですね、宿題を与えています。ですから、同期の職員が一緒になって、町内を歩いて車で回ってですね、そして、そこの色々なところの由来とか、色々な歴史を紐解いて、でそれを報告するように、私の方に報告するようなそんな制度も作っています。ですから、そこら辺も地域を知るということに役立つんじゃないかなというふうに思っておりますし、以下、色々なことについても、地域と馴染む、或いは地域を知るということについては、今からも、さっきOJTの話もありましたけども、色々な形を通して、色々な現場を通して、今まで以上に進めていけたらというふうに思っているところであります。

何れにいたしましても、地元の町民の方から、いつも声を掛けて頂くためには、まずはこちらから声を掛ける、頭を下げる、あいさつをする、単純なことですけども、私は永遠の課題だと思っておりますけども、やっぱり、こういったことを、ある時は口やかましく指導するというふうなことも大事ですし、議員さんあたりからもですね、そういったことがあれば、言ったら機嫌が悪くなるとか、そういうふうなことじゃなしに、ちゃんと言って頂いた方がいいなというふうに思っております。以上です。

○議長 5番、再再質問はありますか。

○5番 松田 穰 ありません。

○議長 それでは5番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい

○5番 松田 穰 では二つ目の質問に入らせて頂きます。二つ目の質問、A BUキャンプフィールドのオープン後の状況について、お伺いします。

3月12日のオープンから9月12日には6ヶ月を迎えるキャンプフィールドなんですが、普段近くで仕事をしていると、今日はテントの数が多いのかなとか、今日は平日だからテントの数も少ないのかなとか、夏休みに入れば平日の利用者もちょっと増えてきたのかなとか、そうやって日々テントの数を見ながら仕事をしている部分もあったりするんですが、停まっている車のナンバーを見ると、近隣県のお客様が多且つたり、色々と本当に僕だけでなく皆様も気にされていると思います。キャンプサイトの数が決まっている以上、一泊の料金、売り上げの上限もある程度決まってくるように想像するんですが、売り上げに関して、当初目標と比べての実績はどの様に推移しているのでしょうか。

又、先日、ビジターセンター内にあるミーティングルーム、こちらを利用して「やまぐち漁業初心者セミナー」がオンラインで開催されまして、私も参加させて頂きました。Wi-Fiの通信環境も安定しており、リモートでの開催ではありますが、集まって下さった県の水産関係の方々なども、キャンプ場の雰囲気も含めて大変好評なところもありました。キャンプ場オープン当初、平日の利用者が少なくなることは予想されておりまして、平日利用に関して企業の研修での利用など、誘致活動を行っていききたいというお話もあったように記憶しておりますが、そういった平日利用に関する進捗状況、誘致の進捗状況はいかがでしょうか。

キャンプサイトの利用以外に、ミーティングルームやキャンプ用品のレンタル利用等による売り上げ状況、このあたりはどの様に推移しているのでしょうか。

そして、我々定置網の事業者も、道の駅で朝獲れの魚を販売しており、お盆の時期にはキャンプ場の予約状況も聞きながら出荷量の調整などもしております。キャンプ場オープン後の道の駅との相乗効果、こういった部分についてはいかがでしょうか。

昨年はコロナの影響もあり、道の駅の売り上げはあまりよろしくなかったように聞いておりますけど、前年、又、前々年と比較してみてもどのように推移しているのか、相乗効果が見られているのか、町長に答弁を求めます。以上です。

○議長 只今の5番、松田 穰君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 ABUキャンプフィールドのオープン後の状況であります。最初に1点目の売上げに關しまして、当初の目標に対する実績ということですが、今年3月12日のグランドオープンから11月末まで、具体的には3月から8月までは実績で、9月から11月までは予約が出来ますから、この予約を含めた状況であります。利用者のここでは実績というふうに申し上げますけども、利用者の実績は、延べ利用サイト数が2,770サイトの利用であります。人数的には、延べて8,944人となっております。当初は年間12ヶ月の目標であります。延べ利用サイトが2,866サイトで、人数的には10,031人というふうに予定をしておりましたけども、この9ヶ月弱で、既にサイトの利用率では97%、利用人数で89%を達成しております。残り3ヶ月強を残す段階でこの数字です。極めて順調な滑り出しであるというふうなことが言えるというふうに思います。

次に売上げであります。サイト利用料につきましては、先程と同じですが、3月から8月までは実績、9月から11月までは予約、これを含めて申し上げます。実績と申し上げますが、3月から11月までの実績が1,460万8千円となっております。その他各種の売り上げが、これは9月から11月までの予約については外しますけども、3月から8月までの実績のみで申し上げますと、テントなどのレンタル料、これが239万3千円、それから、炭やガスなどの消耗品、そしてステッカーやTシャツなどの物販であります。これを合わせまして85万8千円、そして町内産の薪であります。これが47万6千円、そして会議室等の利用料が2万円、そして「無角和牛と出会うツアー」など、キャンプとセットの体験プログラムの売り上げが5万3千円でありまして、これらを含めた売上総額は1,840万8千円となっております。当初の事業計画の年間売上目標であります1,762万円に対し、108%となっております。既に目標を達成している状況であります。

これから、秋のハイシーズンなどでどの位積み上げられるか、又、一方で、台風シーズン到来や冬の利用がどういった形で、そういった場合に回していかれるか、収益も含めて興味深く注視しているところであります。

こうした中、この取り組みは、阿武町初の本格的な観光施設であるABUキャンプフィールドを「ハブ」として、阿武町での滞在性を高める「まちの縁側拠点施設」、そして、観光以上定住未満と言われる、所謂「関係人口の創出」、そして道の駅との連携、相乗効果を図りつつ、「人」、「モノ」、「お金」の地域

内循環を促す新たな取り組みでありましたが、これまでの中間報告を聞いて、方向性として間違っていなかったと、ひとまず胸をなで下ろしているところがあります。

次に2点目の、平日の利用促進に関して、企業の研修での利用など、誘致活動の進捗についてであります。半年を経過してみて、やはり一般の利用は週末や休日前に連休前に集中しておりまして、計画段階から、平日の稼働率をあげる事が経営的な肝であるとの考えでありましたので、正に企業研修等のメニューづくりによる平日の利用促進が、これから取り組むべき大きな課題であります。これまで、地方創生の事業を活用したキャンプフィールドを含む、「まちの縁側プロジェクト」につきましては、プロモーションの専門家を入れ、オープニング前、そして3月6日のオープニングレセプションでは、幅広くメディアを招き、私もこのキャンプ場、及びまちの縁側のコンセプトをしっかりと伝えたいつもりであります。そして、その後も、情報発信の一元化を図ることで、継続して発信を行い、お陰をもちまして、テレビや新聞、ラジオ、アウトドア雑誌、タウン情報誌、はた又、著名なユーチューバーなど、多角的な、そして多くのメディアで阿武町の取り組みや施設の紹介がされ、認知度も進んでいる状況であります。

これを受けまして町としても、鋭意企業等への働きかけを進めて参りまして、一例を上げますと、6月23日の木曜日には、山口日産さんが県内の優良店表彰をサンバシカフェで開催され、テラスでバーベキューなどが行われました。

又、来る11月5日(土)には山口県商工会連合会さんが、デイキャンプコーナー、貸切予約でご利用して頂いて、7組が宿泊される予定となっております。

又、山口マツダさんが、10月の火曜日に300人規模で、フィールド貸切で家族親睦レクを開催の予定でありましたが、これにつきましては、コロナの蔓延で急遽中止となりましたが、来年は是非開催したいというふうな意向を受けております。

なお、山口マツダさんは、5月4日に開催されましたレノファ山口の阿武町サンクスデーのハーフタイムで、維新スタジアムの大型ビジョンに写し出すPR映像のロケをABUキャンプフィールドで行なわれまして、その後、各営業店でもその映像が現在も流されております。

今後も平日利用、企業等での利用促進については、キャンプスタッフと担当のまちづくり推進課が一丸となって誘致活動を行なって参ることとしておりま

す。

次に3点目の、ミーティングルームやキャンプ用品のレンタルの状況についてであります。金額につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。松田議員もご承知のとおり、道の駅はもとより、ABUキャンプフィールドのビジターセンター館内、及びフィールド全てにおいて、光ファイバーのWi-Fiを整備しております。正に、時代のキーワードは「ワーケーション」でありまして、仕事の「ワーク」そして休暇の「バケーション」の組み合わせであります。先日は、全日空の方や萩石見空港利用拡大推進協議会の方が、ワーケーションの視察に来られました。又、山口県の企業誘致の担当者、観光振興の担当者も興味をもって来られたりして、関係冊子への掲載も頂いております。ノートパソコンとネット環境さえあれば、どこでも働ける時代でありますので、是非、実を結ぶ形で展開を図って参りたいと思っております。

なお、キャンプ用品については、春から梅雨時期まではキャンプ経験者が多く、夏休みシーズンに入ってからには初心者が多いようで、テント等のレンタル利用が多くありました。

先ほども申し上げましたが、約半年間でレンタルの売上げが239万3千円となっております。レンタルは便利で快適なABUキャンプフィールドの売りでありますので、地域内消費を高める相乗効果もある、手ぶらキャンプというものを是非伸ばして行きたいと思っております。

又、レンタル用品はご承知のとおり、全てスノーピーク製の最高級品で、実はかなり値も張る訳ですが、特に、最大5人までご利用頂ける、キャンプ用品をフルセットで揃えた、49,500円の手ぶらキャンプセットにつきましては、利益率も高いことから、流行のグランピング感覚で、これから秋のシーズンに向け、特に力を入れて参りたいと思っております。

次に4点目の、道の駅との相乗効果についてであります。道の駅の売上げは、新型コロナの影響もありまして、単純比較は出来ませんが、キャンプ客の増加に備えて、特に直売所では、無角和牛のブロック肉やバーベキューセットの充実、鮮魚はお刺身を増やすなど、キャンプ客にも対応した品揃えに配慮がされていると思っております。

又、温泉につきましても、キャンパーからの時間延長のニーズに応じて、土曜日の夜は利用時間を1時間延長して、午後9時までだったのを午後10時まで延長し、更に日曜日の朝は、利用時間を1時間早めて、午前10時からだっ



たのを午前9時からにした結果、土曜日のその1時間の間に増えた人数が30人、そして日曜日の朝の延長時間帯に20人と、大きく客数が伸びております。

なお、参考までに、8月末現在の売り上げの対前年度比を申し上げますと、直売所が13%の増、温泉が26%の増、レストランが73%の増、キャンプフィールドやカフェの売り上げを除いた売り上げの合計は、2億401万9千円で、対前年比で3,039万5千円、率にして18%の増となっています。

そして、これにキャンプフィールドやカフェの売り上げを加えますと、売り上げ総合計は、2億2,282万7千円で、対前年比4,777万6千円増、率にして27%の増となっており、大きな経済効果があったといっても過言ではないと思っております。

なお、これ以外にも、金額を詳しく掴むのが難しい訳ではありますが、聞き取り等をしてみますと、道の駅の各テナントや温水プール、町内のスーパーやドラッグストアほか、各小売り店舗においてもキャンプ客による売上げが相当あるとも聞いておりますまして、私といたしましては、ABUキャンプフィールドの設置の経済面での事業効果は、確実に出ているとの認識であります。

最後になりますが、8月29日に「阿武町観光ナビ協議会(通称、「あぶナビ」)」であります、これの総会がありまして、現在、町内の18の事業者で組織されておりますが、私も来賓として出席いたしました。

ABUキャンプフィールドは、先ほどから申し上げますが、まちの縁側拠点施設でありまして、外から新たにお客さんをお呼び込む集客施設であり、正に町の「ハブ」であります。

そして、ビジターセンターにおける、所謂「観光協会的機能」と「あぶナビ」が、森里海で生きるまち阿武町をフィールドとして提供する「体験プログラム」のメニューの充実、PRの促進を図るとともに、ABUキャンプフィールドにおいても、利用者の満足度を高め、1泊から延泊の2泊、3泊へと宿泊数を増やし、リピーターを増やすことで、キャンプ場以外の町内全域へと目を向けて、足を伸ばして頂く仕掛けを作り、稼ぐ観光の推進のために、連携してその輪を広げて、「人」、「モノ」、「お金」の地域内循環を進めて、一層の相乗効果を増大を図って行くことが「稼げる町」の実現に向けて、最も重要になるというふうに考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 では再質問です。まず今お話を聞いて、オープンから大変いい状況が続いている、うまくいっているということで一安心です。中々具体的な数字は町民にとっては見えずらい部分でもありますし、普段見ている中で、今日はテントが一つも張ってないな、いや今日は定休日だからと、僕らが言ってやっと理解してもらえたりとか、そういった状況があります。で、中々相乗効果までとなると、非常に見えない部分でありますので、こういった町からのアナウンスもある程度出来ればいいのかという部分もあって、敢えてこういった質問したところもあるんですが、キャンプフィールド、今から平日利用に関して、そのワーケーションだとか、ちょっと今年度は前半ちょっと色々バタバタした部分もあって大変な中で、そういった営業努力をされてるのかと思います。お盆休みに自分の大学の同級生が萩・阿武町にちょっと2～3日宿泊というか、泊まりは萩になったんですけど、来られまして、こんなところにキャンプ場が新しく出来たんだと、ここにきてはじめて知る訳なんです。久しぶりに会って話をする中で、週末のキャンプ利用は確かに数が多いんですけど、実際平日の利用をどうやって上げていくか、これからは企業の研修利用とか、そういったワーケーションなどの利用をどう掴めるかというところが課題かなと話したら、まだやっぱり東京や関東の方ですと、近隣の伊豆、箱根、神奈川県海沿いだったり、そういったメジャーな観光地が割と近くにありますので、そういったところでワーケーションで働く方が割合としては多いという話もありました。

実際、飛行機で手ぶらでキャンプなり、ワーケーションなり、サテライトオフィスだったりとか、色々町としての施策をされてると思うんですが、こういった部分、これからもっともっと力を入れてやって頂ければという、ちょっと質問というよりは要望というか、そういった形になりますが、質問の方を終わらせて頂きます。

○議長 町長

○町長 まずあの、私も特に萩の方から、阿武町に買い物とか出て帰って来る時にですね、特に土曜日なんかあそこにテントがザーと並んでいるのを見ると、良且つたなという安心感があると同時に、多分町民の皆さん方も、なんかこう町の元気を感じて頂いてるんじゃないかなと、今までと違うなというふうなことを多分感じて元気の一つの源になっているんじゃないかなと思います。私自

身がそうですから、そんなことを言ってくれる人もいる訳ですけども、そうではないかなというふうに思いますので、ある時は満杯ですけど、ある時はないというふうな時もあります、それはそれとして、やむを得ない場合もありますし、先程答弁の中でも申し上げましたけども、今からはワーケーション、色々な要望等を見て見ますと、やはり環境のいいところで仕事出来る、そして今、若干揺り戻しはありますけども、そのサテライトオフィスではないですけども、出勤せずに自宅であったり、或いはこのような場所で仕事を出来る環境が段々と整いつつある訳でありますから、我々もその一角に食い込むことが大事だというふうに思いますし、もう一つ平日利用も、企業研修等について、しっかりとこれはメニューを作って売り込んでいかなきゃならないというふうに思います。キャンプ場これも何時ぞや申しましたが、あそこでアンケートしてみますと、今阿武町のキャンプ場、一番多いのは県内ですけども、その次に福岡県です、そして広島、で話を聞くと、キャンプ場というのは、自分の住んでるところから、便利がよくて1時間のところにキャンプ場に行くのじゃ行った感がない、キャンプに行った感がない、2時間3時間かけて行って、はじめてキャンプに行ったら、これ行った感ですね、ですからあまり便利、便利というのは交通の便利が良すぎたらあんまり行った感がない、ちょうどそれが福岡であり、広島だということだと思っんですね。ですから、そういうお客さん、それをもう少しちょっとアレンジすると、空キャン、要するに飛行機できて、益田、萩石見空港、或いは宇部、まあこっちとしては萩石見空港をメインのターゲットにしておりますけども、そこで、例えば東京から空キャンで来る、空で来る、そこでレンタカー或いはタクシー、バス等でキャンプ場に来て、企業研修として一泊二日の企業研修、真面目な研修は半日、そして遊びを含めたキャンプの例えばテントの設営とか、そういったものを含めた遊びを含めた研修、研修というよりは、昔で言えば慰安旅行、慰安旅行と研修が一緒になったようなものでしょうけど、そういうメニューをちゃんと拵えたい。そして、企業研修という慰安旅行をしたつもりであれば、企業も一定程度のお金は出されるだろう、そういうことであれば、自分で炊事をするのもいいかも知れないけども、例えば特産の無角和牛等をちゃんとしたシェフがここで作って、皆様方に振る舞う、そういうふうなグランピング的な考え方の使いよう、とか色々考えたら色々あると思っんですよ、工夫していけば、もっともっと夢が広がる訳でありますから、これからが知恵の出どころ、もう通常のキャンプについては、今

土曜日はほとんど満杯ですね、今もずっと秋まで、休日前は、ですからこれは増える余地はないと、から、後は平日にいかにか、人を雇っている人件費は同じですから、その平日の利用をどこまで増やしていけるのか、どれだけ魅力的なメニューが出来るのか、そしてもう一個は、ここをハブって何回も言いますけども、あくまでハブ、ハブって車輪の真ん中がハブですから、ここから町内の色んなところに人を誘うのが、最大のこの設置理由ですから、このハブから車のスポーク、車輪のスポークですね、のようにハブ真ん中の芯があつて、ここから人を福賀へ宇田へ、又、或いは奈古の一部へ体験メニューになります。これは 18 人の方々があぶナビに参加されている方々が、金儲けのために工夫を凝らして、この人たちからそういったお金を是非落として頂くということ、皆さん努力をする。これが最大の目的ですから、それをいまからもしっかりとやっていく、そしてそのことが、この事業の目の先のキャンプだけの売り上げ、そしてキャンプに付随したキャンプのための物品の仕入れのための売り上げはある程度見えて来ました。これはしっかり出来るし、効果があるということが見えてきましたけども、最大の効果の目標は、正にいかにか地域内へ皆さん方を誘って、ここで体験メニューで地域の農家であり、漁家であり、商業者であり、色んな方が大金を求めるんじゃないしに、小さい金でもいいから、そのメニューの中で儲けていって、それが町全体の所得になるということ、今からやっていったらいいと思っております。

松田議員も聞くとここによりますと、ホテルマンだったことがあるというふう聞いておりますから、是非そのようなアイデアも頂けたらと思います。以上です。

○議長 5番、再再質問はありますか。

○5番 松田 穰 ありません。

○議長 再再質問が無いようですので、これをもって5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 次に7番、市原 旭君、ご登壇下さい。

○7番 市原 旭 7番、市原 旭でございます。実りの秋9月になりまして、町内あちこちで稲刈りが始まっておりますけれども、先般の台風で農水産物をはじめ、被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせて頂きます。

まずは1項目目、鳥獣被害対策について、7項目について伺いたいと思いま

す。

1 人を襲う猿の事件が多発しました。

先般、山口市の小郡で人がサルに襲われる被害が相次いで発生をしました。全国版でニュース報道されていましたが、集合住宅のベランダで洗濯物を干していた時に、ニホンザルに襲われ背中を引っかかれたとのこと。襲われた75歳の女性は、「2階なのでまさかと思った。」と爪痕が残る背中をさすりながら、青ざめた顔で話をしたと報道されていました。

市街地であっても、こう言った状況であります。まして、周囲を山に囲まれた町内でこのような光景に出会す可能性は、阿武町の方々が断然大きいと思います。又、猿だけではなく、熊の目撃も人里に近寄ってきているように感じます。野生動物ですから、対峙した相手の目と目が合った時の、相手の強さを本能的に判断して攻撃してくるのだと思います。高齢者、女性、子ども達への注意喚起は当然ですが、どのような対策をお考えでしょうか。町長の見解を求めます。

次に2番目、被害調査について伺います。

農業を営む者としては、近年益々猪の被害が身近で発生するようになってきています。以前は、主に山沿いの圃場でありましたが、今では、国道を渡った先にある地域のだ真ん中の圃場を踏み荒らしています。

以前、一般質問をした際に、全般的には被害額は減少しているとの説明を受けたように記憶しています。私の実感では、個体数は確実に増えてきていると思いますし、被害額は減って見えているだけではないかなと思います。

単純に農家の減少、それに伴い農作物の生産量減少によるものや、被害を報告しないケースが増えているからでは無いでしょうか。と言うのも、農業水稻共済の仕組みの変更で、部分的な被害では共済対象になりづらくなりました。特に収入保険の場合、平均収入の差額分との扱いになり、農事組合法人のように耕作面積が大きい農家は、鳥獣害で2反3反の圃場が全面被害にあっても、申告しても対象になることはまずなく、泣き寝入り状態であります。こういった意味でも、実際の金額が把握されていないのではないかと思います。

実際に即した被害調査になっているのでしょうか、現在どのような調査がされているのか説明をお願いします。

3 地域ぐるみの鳥獣被害対策協議会設立に向けて

さて、先般農林水産課から私が所属している農事組合法人宛てに「鳥獣被害

対策」のアドバイザー派遣についてのアンケートが送られて来ました

こういった類いの「鳥獣被害対策の研修会」の案内が、法人には年間に数回農林事務所からもきております。開催時期は、冬場の農閑期である事が多く、複数人の組合員と参加をしております。

研修内容は毎回ほぼ同じです。そして資料には、呪文のように「地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策」と書かれています。話しを戻しますが、私は、町からのアンケートの回答に、まずはアドバイザー派遣よりも先に、地域に取り組める前に組織的に取り組める体制づくりが大切だ、と書き返信しました。町の職員から詳しく話が聞きたいと早々に連絡がありました。後で聞いた話ですけれども、担当の職員も鳥獣害対策の研修を受講し、地域ぐるみの必要性を感じていたとのことで関心を持って聞いてくれました。職員は早速、萩農林事務所にも話しを持ちかけてくれて、これからの目指すべき姿を農林事務所を含めて3者で確認をしたところであります。

その後、福賀地区の各法人に声かけをして頂き、福賀地区検討会へとになりました。農地のほとんどを農事組合法人が管理している福賀地区です。手探りですが4法人で、まずは地域ぐるみと言う点に重視した鳥獣被害対策を学んで行けたらと、その時提案させて頂きました。

今後は、町内の自治会規模、法人規模で地域ぐるみで鳥獣被害対策を進めて行くべきだと考えます。猿が出没した時、鍋の底をガンガン叩いて大声を出しても、猿はただ隣の家に移動するだけで、隣の人が同じ事をすれば又、帰って来ます。鳥獣被害対策は、地域ぐるみで行う事に効果があると思います。

又、裏山は昔のような里山と呼ばれる、所謂緩衝地帯がなく野生動物が警戒心を持つエリアがない状況です。残念なことに、裏山の雑木を伐採しようにも不在地主が多く困難となっています。「阿武町里山づくり条例」なるものを制定し、樹木の伐採を安易に出来るようする、町が地主と住民の間で交渉、仲介の補助をするなどのお考えがないか、町長の考え方を伺います。

#### 4 番目、小動物捕獲器購入の補助金制度

さて、ヌートリアやアライグマと言った特定外来種もかなり増えています。

アライグマは特産のスイカが大好物で、かなりの被害の事例を聞いています。

ヌートリアは非常に繁殖力が高く、半年で成熟し年に2～3回繁殖します。

1度に6匹7匹、個体によっては12匹を出産したという記録もあるそうです。

これは、今年の春の体験談でありますけれども、育苗機の種籾を水槽に浸透させていました。ことも在ろうに水が張ってある水槽の中にある網袋が引きちぎられ、何者かに食べられた跡がありました。しかしながら、原因が分からず、期間中4～5回の被害に遭いました。水槽の高さが150cm程あるため、当初カラスなどの鳥類のいたずらだと思っていました。しかしよく見ると、水槽の周りに5本指の跡が。猟師に聞くとアライグマではないかとのこと。私は、垂直の水槽を登れる訳が無いと半信半疑でしたが、取り敢えず猟師に頼んで、捕獲器を仕掛けたところ、翌朝アライグマを捕獲しました。アライグマの生態を知らない私からすれば、田畑の圃場以外にも出没する事、夜間であったといえども、人の動きはなかったといえども、平然と垂直の水槽を登る事が出来る事に正直驚きました。

阿武町でも小型の捕獲器を購入し、貸し出しをしている事は知っています。以前借りた事があります。ただ、捕獲器の貸出制度は効率が悪いと感じています。捕獲には終わりがありません。それだけ奴らは多くいます。さすがに真冬の捕獲は聞きませんけれども、温暖化の影響もあり、水が緩む2月あたりから12月ぐらいあたりまで姿を見ることがあるようです。

つまり、借りても返し時がハッキリしないという状況では無いでしょうか。貸出側は、買い足して行かなければ必要とされる方に即時の対応が出来ません。そこで提案するのは、購入代金の一部補填といった補助金に変えてみたらどうでしょうか。そしてその「小型罾の購入費の一部補助」を自治会の「補助金制度」の中に組み込むことは出来ないでしょうか。農家だけではなく、家庭菜園であっても必要であると思います。そうする事によって「地域ぐるみで取り組む」鳥獣被害対策の1歩となるのではないかと考えます。町長のお考えを伺います。

そこで5番目、わな猟免許について質問します。

幾ら小型と言え「箱罾」の括りであろう事から、原則、捕獲器の設置には「わな猟免許」が必要なのではないのでしょうか。だとすれば、免許取得をしなければなりません。ネットを検索していると、自治体によっては被害状況等によって免許がなくても設置が認められる場合があります、と書かれたサイトがヒットしました。設置だけなら認められるとも読み取れます。阿武町としてはどのようにお考えなのでしょうか、町長のお考えを伺います。

又、猟師に罾について話を聞くと、対象が猪のような大きな罾であろうと、

ヌートリアのような小型のものであろうと、捕獲の有無を確認する事が毎日出来ない人はすべきでないという事でありました。当然、餌を確認する目的もありますが、例えば誤って飼い猫がかかっていたら直ぐに逃がしてやるべきでしょうし、害獣であっても、檻の中で長く苦しませる事は避けたいといった考え方はです。この毎日の確認が中々面倒であると聞きました。地域ぐるみで複数人で分担し、管理確認するようになれば、少しは楽になるのではないのでしょうか。又、研修会を地域ぐるみで受講し、こういった事も含め共通の認識を持つ意義は高いと思います。思いを一つにして行けたら素晴らしいと思います。町長のご見解を求めます。

次に6番目、猟友会に関して。

鳥獣被害対策に欠くことが出来ないのが猟友会の存在です。以前までの狩猟愛好者の集まりから、関係団体との連携を図って、イノシシやサルの情報収集、追い払い活動をする駆除隊としての活動もされています。住民からの出動依頼に対し迅速に対応し、猿の追い払いをして頂いています。その際費用弁償として、1,000円が支払われる仕組みとなっています。以前の私の一般質問で実現したモノですけれども、猟師にこの金額を聞くと、ホントに費用分であるとの事、出動の依頼は突然であり、尚且つ緊急に対応しなければ逃げられます。その上危険性を伴い、更に本来の業務を止めてまで対応することになります。

聞けば銃の装弾は、1個といいますか1発と申しますか、200円から300円程度するとのこと、数発打てば自腹となります。それでも地域の方のご理解の上で銃を所持出している、これまで何もいったことはないとのことでした。現場の声は遠慮がちな声でしたけれども、費用弁償額を増すことが出来ないかと考えます。

猟友会も高齢化が進んできています。消防団もそうですが、住民は守られることには感謝されていますけれども、自らするにはハードルが高いと思われています。まずは、鳥獣駆除に感心を持って貰うことが大切だと思います。

又、猟友会全体への補助金の増額も検討される事を望みます。町長の見解を求めます。

最後に、地域ぐるみの鳥獣被害対策協議会とジビエについて。

さていよいよ阿武町観光ナビ協議会が動き出しました。先般のビアガーデンイベントの中で、地元産の食材でビールに合う「つまみ」で話しをしました。海産物、無角和牛等の話しの中で「猪」が話題になりました。ジビエというこ



とで話題性もあるし、一般の方からすれば稀少な食材だと話しは、進みましたが、精肉の際に許可を得た処理施設が必要とのルールを知り中断、更に日を改めて検討し、結果的には、近隣のそういった許可を受けた所から納品を受けて保健所の許可を経て唐揚げを販売しました。購入頂いた地元の方、キャンパーも皆好評で、リピートされる方も多くいらっしゃいました。これから先、新たな観光資源、食材としても有りだと手応えを感じた所です。

さて、農林水産省のホームページには、「鳥獣被害防止総合対策交付金」といった制度があります。農作物被害のみならず、農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化や、ジビエフル活用への取組等を支援しますと書かれ、ジビエ利活用の推進として、①処理加工施設やジビエカー、簡易的な一次処理施設等の整備、②処理加工施設と一体となった加工製造設備の整備、③ジビエカーのリース導入支援などが書かれています。当然その上には、「地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化」とも示されていますので、全体的な総合計画の上で進めて行かなければなりませんから、少々ハードルの高さも気になるところですが、住民と共に猟友会と共に地域づくりともなろうこの計画を推し進めることは出来ないでしょうか。

地域ぐるみの鳥獣被害対策協議会を各地区に設け、最終的には、農作物への被害を減少させ、猟で捕獲したモノをジビエとして観光資源に繋げていく計画、町長はどのように感じられるか、どうされるかお考えを伺います。

○議長 只今の7番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 市原議員からは、「鳥獣被害対策」について、大きく7つのご質問を頂きましたので、順次答弁をさせていただきます。

まずご紹介のありました、山口市小郡のサルによる人的被害であります。この7月8日に住宅の2階の網戸を破ってサルが進入して、10歳代の女性の足に噛みついたことにはじまって、女性、子供、高齢者を中心に、延べ38人が噛みつかれたり、引っ搔かれたりしたというふうな被害に遭われたということでもあります。

山口市では事態解決のために、麻酔銃による捕獲を計画して、7月24日に1匹が捕獲されたことから、地域住民の方は一旦安心されたものの、その後も別のサルによる人的被害が続いていたようではありますが、28日の夜ある企業の寮に進入したサルを、インドネシア人の技術実習生ら4人が協力して、素手

で捕獲したと報じられたところであります。

さて、このように人に危害を加えるサルは、群れから離れた雄ザルに見られる行動といわれておりまして、特にサルは手先が器用で、頭が良い動物のために、今回も山口市で被害に遭われた方が、女性、子供、高齢者に特化しており、こうした方は特にサルが出没するような所は避け、やむを得ない場合でも、必ず複数人での行動をお願いしたいと思います。

又、野生動物には共通した対策が必要であります。以前からいわれておりますように、餌になるような野菜くずや生ゴミなどの野外放置を避け、特にこれからの季節には、取り残しの果実、果物を放置しないなど、サルが人里にきて、簡単に美味しい餌にありつけるといったことを学習させないようにすることが重要といわれておりますので、このことは、今後も定期的に「広報あぶ」や防災行政無線で注意喚起を行うと共に、目撃や被害情報につきましても、防災無線を通じ周知をして参りたいと思います。

次に、被害調査の方法であります。

県内の野生鳥獣による農林被害は、平成 22 年をピークに減少傾向にあるといわれておりまして。金額的には、平成 22 年が 8 億 100 万円、これに対して、平成 25 年が 5 億 4 千万円と急激に減少しており、令和 3 年度では 3 億 8 千 8 百万円に減少したといわれております。

なお、この傾向は、阿武町においても同様でありまして、農林被害金額は、平成 23 年が 1,926 万円と試算されておりますが、平成 27 年が 1,026 万円、更に令和 3 年が 760 万円と、県全体と同様に減少傾向が続いております。

ただ議員のご指摘では、イノシシは以前は山沿いの圃場でしか被害がなかったけれども、最近では、地域のど真ん中の圃場を踏み荒らしているとのことであり、イノシシは身近に多く出没している事から、個体数は増加傾向にあるものの、被害額は減少しているように見えるだけではないかというふうなことであります。この事につきましては、実は県では、被害額の減少については、猟友会の協力による捕獲数が増加傾向にあるからではないかと分析しているとのことであります。

又、被害調査の方法につきましては、農家の高齢化や農事組合法人の設立などにより、個人農家が減少してきていることから、農事組合法人を含む認定農業者、更にこの認定農業者に準ずると認められる方、そして専業農家として猟友会に加入されている方に対し、毎年被害状況を確認して、被害額を算出して

おりまして、農地と常に向き合っておられる方からの情報であることから、精度は正しいものではないかなと考えておるところであります。

次に、地域ぐるみの鳥獣被害対策協議会の設立についてであります。

鳥獣被害対策のポイントは、1つ目は集落周辺の緩衝地帯、所謂「里山」の整備と、森林の適正な管理としての「生息地管理」、そして2つ目が作物残渣、生ゴミの適正処理、放任果実、果樹の撤去、防護柵等の適正な設置・管理としての要するに「防護」、そして3つ目が被害を及ぼしている個体の「捕獲」。この「生息地管理」「防護」「捕獲」を総合的にバランスよく行うことが重要でありまして、市原議員もご指摘のとおり、個人や集落単位で追い払い等の対策をするのではなく、自治会規模或いは法人規模のような、正に地域ぐるみ活動とすることが効果的であるといわれています。

こうした中、先月25日に、福賀地区の農事組合法人の代表者と、猟友会、萩農林水産事務所が参集されまして、市原議員も出席されました、先程ご紹介もありましたが、「地域ぐるみ鳥獣被害対策意見交換会」の中で、「防護」である柵の設置に関することや、「捕獲」の役割を持つ猟友会の体制についての話し合いもあったと聞いております。

又、議員からは「生息地管理」としての里山の存在の大切さが提起され、里山復活のための施策として、「阿武町里山づくり条例」の制定も提案されたと聞いておりますが、中でも、里山の確保の取組の中で、ネックとなっております「不在地主」との交渉等に当たりましては、地域の方と協力しながら、農林水産課が、里山づくりに向けた支援をすることはやぶさかでないと考えております。

なお、「里山づくり条例」の制定につきましては、他の市町の状況を見ながら、又、内容を研究し検討して参りたいと思います。

次に「小型箱わな」購入の補助金制度であります。

近年、ヌートリアやアライグマに代表される、特定外来種による農作物被害が増加しておりまして、これらを捕獲するための小型箱わなの需要も増加していますが、町では現在、「萩地域有害鳥獣対策協議会」から支給された小型箱わなを12器保有しておりまして、申し出により、捕獲が必要な方に、必要な数をお貸しすることとしておりまして、実際には、現在2器を貸し出している状況であります。

市原議員からは、この方法では捕獲対象動物の数も多く、捕獲に終わりがな

いことから、購入を検討する場合に、購入代金の一部を補助する制度を検討してはとのご提案であります。

確かに、借りるといふのと自前で持つといふのでは、機動力に大きな差が出てくるのは現実であろうというふうに思います。従いまして、町では、現在、町単独の「有害鳥獣対策事業」として、ワイヤーメッシュ柵や電気柵、トタン柵などの防護柵購入に対する補助金制度を運用しておりますので、出来たら、来年度からでもこの事業を拡充して、「小型箱わな」の購入もこれに加えるよう検討して参りたいというふうに思います。

次に「わな狩猟免許」についてであります。

有害鳥獣を捕獲するための「わな猟」については、基本的には、「狩猟免許」が必要なことは原則ではありますが、実は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の基本指針の一部見直しにより、2017年(平成29年)4月1日以降、新たに「狩猟免許」を持たなくても、農林業者が「自らの敷地内」という限定ではありますが、小型箱わなで鳥獣捕獲を行う方法が2つ程出来ました。

1つは「捕獲許可」を受けること、そしてわなを仕掛けたら、毎日点検確認すること、そして捕獲された鳥獣は自分で処理すること、この3つの条件をクリア出来れば、狩猟免許を持たなくても、捕獲免許で有害鳥獣の捕獲が出来ます。

そしてもう1つは、農林業者が自衛のために自らの事業地内に設置する箱わなであります。地元猟友会との協力による捕獲補助活動、つまり「殺処分」ですけれども、最後の処分であります。処分をして貰うということ、要するに猟友会が処分してくれるということでもあります。という協力が得られれば「捕獲許可」がなくても捕獲が出来る、要するに自営わなであれば、箱わなの一つの条件で、猟友会の人に最後の処分をして頂くということが猟友会の方に協定が出来れば、免許もいらぬということでもあります。

従いまして、小型箱わなによる有害鳥獣の捕獲に関しましては、今説明した要件を守ることによって、繰り返しになりますが、狩猟免許を持たない農林業者でも、これを設置することが可能になったということでもあります。

なお、有害鳥獣以外の鳥獣の誤捕獲を避けるためにも、毎日の確認は必要であり、複数の小型箱わなを管理する場合には、ご提案のように複数人で分担管理、確認することにより、課題の共有化も図れるのではないかと考えています。

次に、猟友会の活動に対する補助金等についてであります。

猟友会会員の皆様には、町の基幹産業である農林業における作物を、有害鳥獣から守って頂いていることに対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

なお、有害鳥獣捕獲活動につきましては、町としては、奨励金や補助金をお支払いしているところであり、周知が足りなかった面もありますが、実はサルの出没、追い払いに対する費用弁償であります。ご紹介では1,000円というふうにありましたけども、昨年度までは1時間あたり1,000円でしたが、今は会員さんからの要望もありまして、1,200円に変更しているところでもあります。

なお、捕獲奨励金の単価につきましては、これは萩市さんと均衡を取っているところであり、独自の単価設定というのは、動物はどこでも行きますから出来ませんが、特定外来種でありますアライグマ、ヌートリアにつきましては、繁殖力も強く、日本の生態系に及ぼす影響が大きいと考えられることから、これまで1匹あたり1,500円だったものを、令和元年度から500円増して、2,000円にいたしておるところであります。

又、猟友会そのものへの補助金につきましては、現在総額が15万円を、これを3地区の会員数の案分で配分しておりまして、それぞれの分区の運営経費として交付しているものでありますので、この補助金については、当面現状のままとさせて頂きたいというふうに思います。

なお、この他にも、町の有害鳥獣対策事業では、狩猟免許の取得にあたり、免許取得講習会の受講料、及び免許申請手数料につきましては、10分の10、100パーセント補助しているところでもありますので、猟友会員確保のためにも、是非ご活用頂き、多くの皆さんに狩猟免許の取得をお願いしたいと思っております。

最後に、地域ぐるみの鳥獣被害対策協議会、及びジビエについてであります。

農作物に多大な被害を及ぼす有害鳥獣であります。捕獲、殺処分と言った行為は、貴重な生命を奪う行為であることから、ジビエとしての有効活用を検討することは、大切なことだというふうに思います。

こうした中、イノシシをはじめとする野生鳥獣をジビエとして取り扱う場合には、屋外で捕獲、捕殺というふうなことになることになり、家畜とは異なる処理が行われることとなることから、解体から加工販売に至る過程においては、食品衛生法の適用を受けることとなります。

更に解体においては、食肉処理業の免許、許可施設で解体・分割をしていかなければならないほかに、加工販売においては、加工販売に必要な「営業許可」を取得した施設も必要になって参ります。

なお、ご紹介のありました、解体・加工を行う事が出来る「ジビエカー」がありますが、結構値段が高くて、2トントラックのクラスをベースに改造された車両が、2,300万円程度で販売されているようではありますが、大変高価であるといった印象を持っております。

こうした中、ある猟友会員の方に伺った話ではありますが、イノシシを食肉として取り扱う場合、通常の猟期の11月15日から2月15日の間に捕獲される個体のうち、年内に捕獲される個体は、脂のりもよく、獣臭さも気にならないことから、食肉として適しているけれども、年明け後に捕獲された個体については、若干獣臭さが気になるようになり、食肉としては段々向かなくなるということでもあります。

又、猟期以外に捕獲された個体は、殆ど脂はなく獣臭さが強く、廃棄以外の方法は無いというのが一般的な認識のようであります。

従いまして、時として、テレビ等でジビエを使った町おこし等が紹介されることもあります。現状を総合的に判断いたしますと、仮に高価なジビエ施設を導入したとしても、稼働率などを勘案した費用対効果や、食品衛生管理など、様々な課題解決が必要であり、ジビエを観光資源として捉まえることは、中々困難な部分が多いのではないかなというふうに考えているところでありますが、もう少し研究をしてみたいというふうに思います。以上で答弁を終わります。

○議長 再質問を受けるところですが、ここで昼食のため休憩したいと思います。午後は13時10分から、再質問から入りますので、よろしくお願ひします。

休憩開始／12時09分 会議再開／13時08分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 それでは、7番、市原 旭君、執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 7番、市原 旭です。再質問といたしますか、若干の感想といたしますか、ジビエ管理については、少し残念な気もしましたけれども、しばらく研究して頂くというふうな話もありましたので、研究を重ねて頂けたらなというふうに思います。ただ、あの今回職員が積極的に、私といたしますか、その内容について積極的に対応してくれまして、又、意見についても、聞いてくれたというところがあります。人によっては、そんなことは当たり前だという人もいるかも知れませんが、私はただ素直にありがたいなというふうに感じました。リアルに現場の状況を知るためにも、現場の声に耳を傾けてもらえまして、町民をあげて鳥獣害対策について対応をするべきだというふうに思います。阿武町役場のリーダーシップに期待し、質問としては終わりたいと思います。

○議長 答弁はいいですか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 それでは、7番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○7番 市原 旭 それでは、2項目目の質問、誤振込に関する質問をいたします。

先の米津議員の質問と重複する答弁もあろうかと思いますが、私は通告通り質問させて頂きたくを、お許し頂きたいと思います。

時系列で追って行かないと整理が難しいこの件、現場で対応した、いや今も電話があると聞きますから、今でも対応している職員の心労を察するに余りあります。

自分達の招いてしまったミスが発端であるとはいえ、状況の変化毎に迫る難しい判断、対応の連続であろうと思います。

前回の一般質問の時点では、報道合戦の最中であり、一言一言がニュースで取り上げられ、新聞の記事となる状況でした。執行部側も訴訟中であり、外部に出せない事柄もありました。ようやく落ち着きを取り戻して来たのではないかと思います。とはいいいながら、先程も言いましたように、被告が仮出所した時など、事件の何らかの動きと同調して、役場には今でも非難中傷の電話があると聞きます。

結果的には、誤振込してしまった4,630万円を町はほぼ回収し、後は弁護士費用等になってきています。当初私も含め、誰もが回収は難しいと感じていた誤送金が、急転直下の正にミラクルで早期の回収となりました。

回収出来た事は評価出きても、原因の追及、本当に正しい判断だったのかの

整理、この事が起こした2次的な問題、再発防止策の検討、今後の対策とやらなければならない事は、山積みであると言わざるを得ません。

それでは、本件について今後の対策の意味を込めて、9項目の質問をいたします。

まず1、鍵となるのが事件発生した時期の問題であろうと思います。

町長も言われたとおり、年度切替えと人事異動が重なった時期であったこと、年度切替えということだけで既にイレギュラーな状況にあります。そこに、更に人事異動が重なりました。人間関係や端末操作などの不慣れな業務となったのではないのでしょうか。非常にミスが起こりやすい状況といえます。

それまでの全戸向けの特別定額給付金の支給に対しても、県内トップクラスの早い支給でありました。その時町長は、職員のマンパワーで頑張ったと言われていました。今回は、あの時点よりも更に複雑な、年度切替えなどの懸案が重なっていたわけで、現場での対応がミスを起こしやすい状況であったのだと思います。つまりきが始まったこの時期の問題について、町長はどのようにお考えか伺います。

人事の件で気になる点で、阿武町役場独特なのかも知れませんが、親子、夫婦といった親族の勤務を避けているかのように感じます。

以前の一般質問でも申しました、先程、松田議員の中でも触れられてはいたけども、私と同じ世代の年代の職員が、数年前から一斉に60歳を迎えはじめています。それは、もうしばらく続きます。家族間、親子、夫婦での職員在籍は、認めないような暗黙のルールがあるようにも感じますが、あるとするならば見直す時期では無いのでしょうか。恋愛し交際までは良いが、入籍すると退職しなければならないといったことでしょうか。出来れば双方、これからも仕事をして頂きたいと思います。ご本人達の思いを優先して貰いたいと思います。退職がご本人の思いであれば仕方ありません。ですが、それでも引き継ぎ期間を考慮すれば半年、或いは1年はかかると思います。それなりの時間は必要です。

それぞれの職員の経験、体験、経歴は、町民にとっても宝ではないかと思えます。町外からの職員もいます。地元意識は、時間をかけて形成されてきます。大切にしたいモノです。

私は、自分の所属している法人に、自分の息子を入社させました。当初、非難されても仕方がないと覚悟はしていました。ですが、地域の感想は、「地元



に良く帰ってきてくれた。」「地域に若い人が居るだけでも心強い」といった意見ばかりです。

仮に暗黙のルールがあるのなら撤廃し、或いは見直しをされるべきだと思います。町長のご見解を求めます。

次に誰も気付かなかったという点です。

事件の時系列は、詳細に渡って執行部から公表されています。ですが、聞けば聞くほど本当にだれもチェック出来なかったのかという、素朴な疑問が残ります。健康福祉課でケアレスミスに端を発してしまうのですが、その後出納室でも気付かず、総務課も町長までも気付かない。住民からは、お金が動く際には、支出命令をはじめとした書面が添付されているものだと思われています。当然それらは、内容を確認し捺印されているものだと思っていましたが、それだけでもないようです。単純にこの時点で防げたかも知れないと思うのは、私だけではなく、住民の多くがそう思われています。今後の対策も含め、反省点を伺いたいと思います。

又、この誰も気付かなかった点で、本件に深く関わっていると思われる、山口銀行は、いつもと違う処理に気付かなかったのでしょうか。今後の事を踏まえれば、銀行と共に改善しなければならない点、フロッピーディスクといった媒体の変更も含め、検討していかなければならないと感じますが、町長のご意見を伺います。

3番目、今回、銀行間の連携といった問題も大きな壁となっていました。当初の段階で同じ銀行の支店、本店間なら操作が可能だったが、他銀行、しかもメガバンクとなると壁があるやの話でした。個人の振込とは違って、目的が明確な公金の振込である訳です。その目的と明らかに違った振込をしている訳で、直ぐさま銀行ではその返金に応じるような、システムやルールは作れないのでしょうか。

明らかに誤送金である今回のようなケース、全国の自治体でも当然あり得る話です。県や国、国会議員などに請願、陳情書などのような改善の動き、呼びかけをされませんか。変わるかどうかは別として、要望をされるお考えはありませんでしょうか、町長のご意見を伺います。

4、今回の件、パソコンの操作ミスがあったとされていますが、こういったケアレスミス、ヒューマンエラーは、単純すぎればすぎるほど消し去ることは出来ません。ですから「ミスはあるものだ」といった考え方が必要となっ

ます。基本的にパソコンは、指示されたこと以外はしません。逆にパソコンが指示に従わなかったというのであれば、それは誤動作システム不備ということになります。今回の場合、単なるヒューマンエラーのようです。

それでも恐らくシステム改修をされるおつもりでしょうが、先程も述べたように、打ち間違えや勘違いによる操作も考慮し、ミスはあるものだといった前提を踏まえた改修を望みます。又、その時期についても併せて町長に伺います。

5番目、私の中で今回の事件非常に後味が悪いのは、ネットのコメントと書き込み、ワイドショーのコメンテーターの言葉です。私がこの人の立場だったらどう思うのかといった当事者意識はまるで無く、高みの見物的な意見が多く、その場の思いつきの批判をダラダラと垂れ流していたことです。そんなもの見なければ聞かなければいいと思いますが、議員の立場上、世間の意見として参考に見聞きしていました。

行政がしてしまった過ちであり、批判は受けざるを得ませんが、言いたい放題で正直心が折れそうになりました。

今回の件、特に思うのは、誤振込をしたことと、その回収の部分とを分けて考える必要性です。

もっともしっかりこないのは、容疑者に対して同情的な意見を言う人の考え方です。誤って振り込んだ側が行政だったからでしょうか、仮にそれがお年寄りがお孫さんに振り込もうとしたお金が誤振込であった場合でも、同じ事を思ったのでしょうか。

行政や政権には何を言っても良い。間違ったことをしたのだから、ましてや公金だから、不満をぶつけ罵倒しても当たり前とする人々、それらの不満の感情は、事件発覚からずーと苦情や批判的な電話となっていくます。そう言った類いの電話をずっと受けて、対応せざるを得ない職員の心労を思うと、頭が下がります。何処にも吐けない苦悩の日々の連続であったと思います。そしてそういう電話は、今でも続いていると聞きます。職員に対するメンタルケアを真剣に考え、対応されているのでしょうか。

心の傷は人様々で、直ぐに症状となって現れる方、トラウマとなりフラッシュバックとなり長い時間苦しんでしまうケースや、眠りが浅いなどの不眠症の人など、2次的な症状に連鎖するなど、症状は人様々です。

心の病気は見た目だけでは分からないことも多く、適切な対応を望みます。

起こしてしまったことは皆でかばい、補い合って信頼を取り戻さないと

ません。それをするためには、まずは健康でなければなりません。計画的な休暇や、気分転換の出来る環境作りも必要だと考えます。町長のお考えを伺います。又、具体的な対処方法や、現状についても併せて伺いたいと思います。

6番目、クレーム電話対応をはじめ、こういった苦情対応の事前のマニュアルや研修会といったモノも効果的であると考えます。

有意義なご意見、健全な町づくりに関することなら、時間を割いてでも伺うべきでしょうし、そういった意見であれば、逆にご本人に会ってでもすべきことだと思います。とは言え批判や苦情であっても、無下な対応はすべきではありません。これまでも様々な対応をされていると思いますが、マニュアルや研修会などについて、町長のお考えを伺います。

電話に出る前に「この電話は、録音されています。」と言ったアナウンスが自動的に入るだけでもクレームが減ったといった話も聞きました。仮にそういったアナウンスが流れたとしても、健全な町民であればご理解頂けると思います。併せて伺いたいと思います。

7番目、今回の事件で、時代の変化にただただついていけない自分を感じています。常識として、誤振込が分かった時点で返還に応じるとは思いますし、一般の人ならですね、逃げたりも当然しません。容疑者は、町職員が誤振込を知らせるまで、振り込まれたことに気が付いていなかったようですが、後になって、職員の態度が悪いから使ったと、言い訳にもならないことを言い始めています。二十歳台の青年であり、物の分別もあつたろうに、一部の人から「若者が人生を踏み外すきっかけを作った」と責任を町に問われる方がいます。生きると言うのは判断の連続であり、悪への道を選んだのは容疑者本人であり、それを手助けした訳でもなく、逆に使うと犯罪者になると町職員からの忠告まで遮って、ご自分で判断した犯罪者への道だったと私は思います。

ところが、ことはここで終わらず、ここにきてマスコミが言うところのホワイトナイトの登場です。時代の象徴「YouTuber」が登場します。この方、YouTuberの年収だけでも少なくとも7億ともご自分でいってらっしゃいました。検索すると、他にも関連企業の年商を合わせると50億円だとかいう話であります。そういった方から保釈金の援助を受け、雇用受入れをされました。正直こういった展開は仰天しております。私は、人生は、「人間万事塞翁が馬」だと思っております。人生何が幸か不幸かは予測しがたい、幸せが不幸に、不幸が幸せにいつ転じるか分からない。目の前のことに安易に一喜一憂すべきでは

ないという言葉ではありますが、ある意味では、容疑者といった道を選択してしまったが、再度チャンスが訪れてくるのかもしれませんが。町長にこの件について伺っても、返答が難しいかも知れませんが、時代の変化、昨今の人の心の在り方、今回の事件を通じてどのようなことを感じられるのか、町長の率直な思いを伺います。

8番目、テレビをはじめメディアは、未だにこの誤振込の件に容赦は無く、先日は、テレビドラマの台詞の中に4,630万円が出て来たり、漫才のネタになったりもしていました。

この事を広告代理店の代金で計算したら、膨大な額になると言った人が居ましたが、正直な話明るい話題であれば良且つたのですが、マイナスイメージが大きくて、経済効果はあまり見込めないようにも感じています。

ふるさと納税が増えたとの報道もありました。この件で、町長が感じるプラス材料について、具体的にあれば伺います。又、知名度は全国的に高まったと思うのですが、この事をブラッシュアップし、プラスイメージにして行く方法はあるのでしょうか、町長はどのようにお考えなのか伺います。

最後に9番目、再発防止案について伺います。

誤振込の回収が想像を絶する早さで進んで行きました。この先の訴訟の行方次第ではあろうと思えますけれども、当初私が思っていた、決着まで5～6年といったことはなさそうであります。

前回の議会で審議した発議の中で、反対の立場で意見をさせていただきました。「既存の特別委員会の中で、或いは全員協議会でこれからも粛々と質疑をしていけば良い。」と述べています。その後、7月に全員協議会が、8月にも全員協議会を行っております。再発防止と言っても、そんな簡単な付け焼き刃的な対応で済むモノではありませんが、事件から一定の時間を経ています。途中経過であることは承知で、この半年で検討された、或いはされている具体性のある対策を一部でも公表されるおつもりはないか伺います。あれば具体的に説明をお願いいたします。

○議長 只今の、7番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは2項目目のご質問ではありますが、大きく9点あります。

まず1点目の「事件の発生時期の問題について」であります。年度替わりの人事異動に重なり、前年度と新年度の支払い事務が煩雑に入り組み、「臨時

特別給付金」の担当者も不慣れな上、引き継ぎが不十分な中で、公金の性質上、早期の支出の必要があり、慎重な事務手続きの余裕がなかったり、又、出納室においては、最終のダブルチェックが手薄になったりと、様々な要因が重なって、今回のような大きな事件に発展したことは、市原議員のご指摘のとおりであります。

私はこの件に関しては、まず、人事異動につきましては、本町は小さな職場であり、その性質上、一人で1係以上の事務をこなしていかなければならない状況であり、職員が何百人いて、1つの事務を数人で行うことが出来る様な職場とは違って、職員においては、異動時の負担が大きいことは、私自身も経験しておりますし、十分承知しているところであります。従って、異動においては、全体を見た中での配置により、極力負担の少ないよう配慮した中で人事異動を発令する訳であります。今回問題の起こった出納室においては、行財政改革等により、17年前の平成17年度から2人体制を維持してきたところであり、過去においても新人職員が配置されたこともあり、事務そのものは定型的なものが多く、事務量からみても、最初は不慣れであっても、早晚しっかりと対応出来るものと判断し異動を行ったところであります。

こうした中、私たちは公務員としての町民の負託に応えることが使命であり、小さな町の特性を生かして、他市町に先駆けて住民サービスの向上を図って行くことは、単独町政を推進して行く上でも大切な事だとの思いもありますし、事務全般に習熟し、幅広い事務能力を有する職員を育成し、一方ではマンネリ、馴れ合い、不正防止等の観点から、職員の定期的な異動はやっていかなければなりません。

なお、ここで誤解がないように敢えて申し添えておきますが、事件が発生した10日後の4月18日付けで、出納室に配置しておいた新人職員を異動させましたが、巷では「失敗したから飛ばされた。」などという、全く根拠のない風評がありますが、私としては、これは新人職員が誤振込みの原因を作った、というような真しやかな誤報が流布され、拡散される中で、本人が庁舎の出入りに近い、来客の多い出納室の窓口に居ることで、マスコミや興味本位の人々の写真や動画の被写体として晒されて、心を病むような状況を回避するための、やむを得ない措置であり、懲罰的なものでないことは、改めてご理解を頂ければと思っています。

又、その後の状況から見ても、私は今でもこの措置は適切な判断であったと

思っておりますし、本人も十分理解してくれているところであります。

次に、人事に関連した「阿武町職員の親子、夫婦といった親族の採用について」のご質問であります。私も市原議員の見解については理解出来るところであり、国や県他市町、そして教員等の公務員においても制限されている訳ではなく、法的にも問題がある訳ではないため、町として明文化した禁止条項を定めている訳ではではありません。

ただ、市原議員のご指摘のように、役場において親子、或いは夫婦共稼ぎの様な状況になることが想像される場合において、何となく職員が、従来からの慣習、或いは住民からの目を付度してこれを避ける雰囲気というか、実態があるのはその通りだと思います。

これは、町の職員は公務員であり、良く言われるように、税金によって給料を頂いている訳でありますので、問題ないと言う意見もある一方で、過去の議論の中にもありますが、田舎では高給取りというふうには、ある意味揶揄される役場職員が、親子或いは夫婦で税金から給料を貰うのはいかなものかという議論があるのも事実であり、小さな役場では、共稼ぎの夫婦が、例えば1組2組ならどうにかなるということもありますが、これから若い世代の職員が増えて来る中であって、共稼ぎの職員が5組 10組となると、人事に支障を来すことも容易に想像が出来、又、これからの社会において、育児休業を夫婦で取るようなことも起こり得るなど、先々公務に対する制限や問題が色々出てくることも考えられ、大変悩ましい問題だと思っているところであり、今ここで、「こうです。」という歯切れの良いお答えが出来ない事は、ご理解頂ければと思っております。

又、これと似たような問題として、職員の住所のことが良くいわれます。

これも法的に言えば、阿武町に住む義務はない訳であります。町の職員募集要項においては、「採用後、阿武町に住居をおくこと。」としているところであります。これにつきましては、少子高齢化に伴う人口減少が進む中で、町が、定住人口を増やすことを最大の課題として様々な政策を展開している中で、それを進める当の阿武町職員が、他市町に住所を置くということは、多くの住民の理解は得られないのではないかとの思いからでもあります。

更に、町民の生命と財産を守ることも私たち公務員の大きな使命でありますので、全体の奉仕者として、有事の時に例えばサイレンが鳴れば、又、無線放送が流れる、又、台風や大雨等の際には、直ちに登庁し、しっかりと状況を把

握し、すぐ対応出来るよう町内に職員が住むことは必要なことであると思いませんし、このことも採用時にはお願いしているところでもあります。

次に、2点目の「支出命令書を回議し、捺印する際に、誰も「口座振替」等の間違いに気付かなかったのか。」というご質問であります。本町の会計処理は、すべて財務会計システムを利用して処理しており、同じような書類が沢山回って来る中で、逆を言えば、同じような処理を毎回しておりますので、まさか、担当者が間違えるようなことはないだろうという思い込みもあり、それぞれの決裁者のチェック不足が露呈したということでもあります。

そのため、書類全体のチェックが不十分であったことは事実であります。今回問題となった「臨時特別給付金」の支出命令の決裁の際には、請求内容欄に件数が明示してあり、受取人の住所・氏名欄には、個人名のみが記載されておりましたが、これはシステム的なことで、この表記に問題はないであろうことから「口座振込」の表記を見落とししたような状況になったところでもあります。

なお、このことにつきましては、まず支出負担行為及び支出命令の受取人の名義は、個人名義の後に必ず「何々他何名」と入力することを徹底し、財務会計システムにおいては、誤振込みが発生することがないように、当面フロッピーディスクを使う科目においては、支払い方法を特定し、「振込依頼書」ということ自体が出力されないよう、手順及びシステムの改修を既に済ませているところでもあります。

又、今回の件を受けて、今一度指定金融機関との連携強化とチェック機能の向上を図ることを確認し、誤振込みの対策として、「発信優先」の後払い方式を改めて、フロッピーディスクを銀行に提出する際には、必ず裏付けとなる小切手を添付することを原則とし、同時にフロッピーディスク方式を改めて、「インターネット・バンキング」等を活用した、データ送信サービスへの移行についても、現在検討を重ねているところでもあります。

次に3点目の「公金を間違えて振込みをした際の返金に応じるようなシステムやルールづくりについて、国或いは国会議員などに請願や陳情のような改善の働きかけや要望をする考えはあるか。」というご質問であります。このことにつきましては、これまでも、多くの判例が示されているところであり、特に、平成8年の最高裁の判決において、「振込依頼人において誤振込みがなされると、振込依頼人と受取人との間に原因関係がなくても、受取人の被仕向金融機

関に対する預金債権が成立する。」という判決が示されているところであります。そして、この判決を受けて、銀行側は、組戻し等に必要な措置をとることが、銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争に巻き込まれることがないように扱いにされているとのことであり、特にメガバンクにおいては、このあたりの対策は十分に取られている結果が、この度の対応に繋がっていると思われるところであり、納得しがたいところもありますが、最高裁の判決が示されている以上、これを変えるにはハードルは大変高く、現段階で要望活動等を行う考えはありません。

次に4点目の「システムの改修について」であります。議員もご指摘のとおり、私も人間がすることに完璧や絶対はなく、必ずミスはあるものだと思っており、チェック体制をきちんとするため、職制を最大限に生かし、責任の所在をはっきりさせ、自覚あるチェック体制の構築を図ることは当然のことと思っております。

そして、財務会計システムの改修については、先ほども述べましたが、委託先の業者と検討協議し、選択科目と支払い方法の紐付けを行って、フロッピーディスクを使用する科目においては、「振込依頼書」が出力されないよう、支払い方法を特定するように改修したところであり、既に8月から運用を開始しているところであります。

次に5点目の「職員に対するメンタルケアに対する具体的な対処方法や、現状について」であります。このメンタルケアにつきましては、現在も、誤振込み事件をきっかけに心を痛め、自宅で長期療養をしている職員が1名おります。そして事実に基づかない、心ない風評の拡散からミスをした本人に仕立てあげられた新人も、一時期体調を崩した訳ではありますが、このこととは別に、近年、社会全体の傾向でもあり、本町でもそうではありますが、心の病を抱える職員が増加してきているのも事実であります。

こうした職員のメンタルヘルスにつきましては、本町では、これまで保健師が主に対応しておりましたが、時間的にも専門的にも保健師では対応仕切れない状況となって参りましたので、今回、補正予算でもお願いすることとしておりますが、山口県公認心理師協会と契約して、10月から毎月、専門の先生にきて頂いて、精神的な不安を抱える職員や、ストレスチェックにより高ストレスとされた職員等に対して、専門的なケアを行っていくよう、計画をしているところであります。



次に6点目の「クレームに対する研修やマニュアルの作成、又、電話録音装置について」であります。まず、電話の録音装置につきましては、当初予算でも組んでおりましたので、現在、各課の代表番号の電話機には、それぞれ録音装置を取り付けて対応しているところであり、今回の事件におきましても、途中からではあります。利用をはじめたところであり、一定程度効果があったというふうに思っております。

又、クレーム対応につきましては、今回の事件を受けて、全国から電話による一方的、且つ長時間の誹謗中傷、又、勝手な思い込みや鬱憤晴らしとも思える不当な言いがかり、更に過剰な要求や悪質なクレーム等が多数あり、職員全体で分担してチームを編成して、電話対応をすることとしておりましたので、多くの職員がこういったことを経験し、又、職員からも、クレーム対応の研修会等の開催の要望も出ておりますので、今回補正予算にも計上し、ご議決を頂ければ、10月以降に、全職員を対象とした「クレーム対応の研修会」を予定しているところであり、今後必要に応じ、対応方針やマニュアルの作成などにも取り組むこととしております。

次に7点目の「今回の事件を通じて、町長はどんなことを感じているのか、率直な思いを聞きたい」ということ、そして8点目の「これからプラスイメージに高めて行く方法があれば」ということですが、私の思いについては、当然、今回の事件の相手方への思い、迷惑やご心配をお掛けした町民への思い、苦勞を掛けた職員や職員のご家族への思い、更に、マスコミやワイドショーの報道のあり方への思い、ネットや電話で誹謗中傷する人への思い、一方で、色々な形で、町や私達を信じ励まして頂いた方々への思い等々、思いは溢れるほどある訳であります。現在はまだ、刑事においても民事においても起訴、或いは係争中であり、今ここで、私の胸の内を口にするのは、敢えて控えさせて頂きたいと思っております。

なお、今回、市原議員が一般質問という形で、私はもとより忍耐強く職務に精励してくれている職員の気持ちを思ひ計り、心を致して頂いたことにつきましては、本当に有り難く心から感謝申し上げる次第であります。

「禍福は糾える縄の如し」という諺がありますが、不幸の後には幸福が、失敗の後には成功が、というふうに、人生は正に糾った縄の様なものであり、この事件の巨大なピンチの後には、必ずそれに匹敵する大きなチャンスが訪れると信じたいし、又、その様に変えていかなければならないと強く思っております。

す。

今回の事件で、全国に阿武町の「負の部分」を晒してしまうことになってしまいました。見方を変えれば、全国津々浦々に阿武町の名が知られることになり、奇跡的にお金を取り戻すことが出来たことは、ある意味、阿武町の名を全国に強烈にPRする宣伝効果があったと言えるのかもしれませんが。

正に、今こそピンチをチャンスに変える機会であり、ミスはミス、非は非としてきちんと認め、反省し、再発防止の対策をしっかりと講じて、これからは明るく、町民が幸せを実感出来るような、次のステップに大きく羽ばたき、歩み出していかなければならないと思っています。

最後に9点目の「再発防止に係る具体的な対策」についてであります。繰り返しになりますが、これまで再発防止会議等を通じ、検証や問題点を洗い出し、今後の対策等を協議し、その対策の中身については、先の質問の中でもいくつか述べさせて頂いたところではありますが、今一度要点を申し上げるならば、「各種研修等により、人材育成を強化し、職員の資質の向上を図る」、又「小規模自治体の特性や職制等を最大限活用し、情報管理を含めて内部統制を図る」、そして「各所属の業務内容等を洗い直し、管理体制、職場環境の改善を図る」、そして「財務会計システムの改善や、職員の会計処理全般のレベルの向上を図る」、最後に「将来を見据え、DXの推進等に積極的に取り組む」という、5つに取り組むこととしているところであります。

又、このことにつきましては、去る8月24日の議会全員協議会において「公金の誤振込の経緯及び検証並びに再発防止対策について」として、議員各位には再発防止対策の素案をお示ししたところでありますが、その後のご意見を加味した「再発防止対策」の成案につきましては、今月16日の議会最終日の全員協議会の際に、その席でお示しすることとしておりますので、申し添えます。

何はともあれ、事を為すのは人であり、人材こそが財産でありますので、今一度原点に立ち返って、職員研修をしっかりと行い、個人個人のレベルアップを図って行くと共に、ミスが起こらないような組織体制づくりに努め、職員及び阿武町役場全体の底上げを行い、マイナスイメージを払拭して、町民の負託にこれまで以上に応えられるよう、「新生阿武町」の再起動に向け、職員一同一丸となって努力して参りますので、ご理解、又、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長 7番、時間が超過しておりますが、再質問はありますか。

○7番 市原 旭 一言だけ言わせて下さい。

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 時間を許して頂きまして、ありがとうございます。

繰り返しになりますけども、真摯な反省と、誠意のある対策を継続して実行されることを望むとともに、職員のストレス解消、或いは出来る限りのそういったことが出来る環境作りを望んで、時間がきましたので、これで質問を終わらせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 これをもって7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 次に4番、西村容子君、ご登壇下さい。

○4番 西村容子 4番、西村容子、通告に従いまして質問いたします。

移住者の対応について、今年4月8日、阿武町は公金の後振り込み事件が起こり、毎日、町中を色々な憶測が飛び交い、何が本当なのか、町全体が翻弄されたと思っております。

たまたま I ターンの人とは言っても、呆然となり、今後どうなるのか、不安の中でテレビ放送からも目が離せない状態で、異様な雰囲気となりました。

さて、2007年に空き家バンクを開設され、そして2020年第7次阿武町総合計画には、人が集まるまちづくり『定住の促進』が重要施策となっております。

人口は2012年4月末日、3,805人、その後2022年4月末日は、3,089人となり、10年の間に716人の減少。毎年平均70人から80人の減少となりました。

しかし、今後、沢山の方が移住され、長く地域での暮らしをしている人にとっては、行事や慣習等どうしても変更出来ないといった思いもあります。

又、他地区での暮らしをされていた方との考え方のずれも、時には起こります。色々な問題に直面すると、長年の生活環境が違った人同志が合わせることは大変難しく、些細なトラブルが起きて、折角の暮らしがぎくしゃくすることも起こります。やはり1番はお互いに良く話し合い、検討し譲り合うことが必要ではないかと思っております。

特に移住者の方にはしっかりと、地区の色々な状況を理解し、日々生活をされる中、住み慣れて頂くことが大事だと考えます。

しかし、反面「無理して人を増やすことだけを考えていくのはいかがなものか」と言ったお話もあります。

そこで、以前は移住者に対して職員1名と定住アドバイザー10名で対応して

おられたようですが、現在は、職員2名と集落支援員対応で自治会長に繋いでいると伺っております。

元定住アドバイザーの方から「年2回の話し合いもなく、情報交換が出来なかった。」と不満の声も聞いております。このような現状の中、質問いたします。

1 平成29年9月30日をもって、なぜ地域定住アドバイザーを終了されたのか、お訊ねします。

2 今後、3地区にしっかりとしたグループでのフォロー体制を構築して頂きたいと思っております。

3 宇田郷地区の公営住宅が空いたままです。「まだ、新しいのにもったいないね」との声もあります。今後の入居予定はいかがでしょうか？

そして、奈古岡田橋の公営住宅の件も同じくお伺いします。

以上、3点の質問について、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 西村議員から、移住者の対応について、大きく3つのご質問を頂きましたので、順次お答えいたします。

まず1点目の、定住アドバイザー制度を終了した理由についてであります。この定住アドバイザー制度は、私が担当課長として、平成19年度から本格的に実施して参りました空き家バンク事業による、UJIターンの推進のため、平成21年4月から開始しておりまして、当初、農漁家民宿のオーナーや一次産業関係の合計で5人の方に、無報酬のアドバイザーとしてご就任を頂いたところでありまして、その業務としては、UJIターン者募集の際のPR事業、又、空き家等、住居の情報提供に関する助言、更に仕事や地域の生活習慣に関する助言、そして、その他移住希望者の問合せに関する助言といったことを行って頂くと共に、年2回程度「定住アドバイザー会議」を開催し、町長に対して、定住施策に関する提言などをして頂いていたところであります。

因みに町営住宅は、基本的に地域の中心地に整備していましたが、尾無の定住住宅は、アドバイザー会議の中で、職場に近いところ、尾無の場合は漁業であります。そうしたところに町営住宅を配置することも必要であると、そういうふうな提言を受けて建設したものであります。

又、平成21年度からは、丁度全国から阿武町への移住が増えはじめた時期

でもありまして、その頃は定住関係の担当が1人ということもあり、アドバイザーは、担当の助言者という側面もあり、U J I ターン者の受け入れ段階で、特にご活躍を頂いていた経緯もある訳であります。

又、アドバイザーの任期は2年となっており、平成25年度からは、メンバーに移住者代表の方にも入って頂き、6名体制として、そして更に平成27年からは、自治会長代表の方にも入って頂き、計10人体制で運用をして参りました。

こうした中、私が町長に就任した平成29年度には、更に定住施策を前に進める為に、7月には総務課から分離して、新たに「まちづくり推進課」を設置するとともに、定住担当を2名に増やし、更に平成30年4月からは、「阿武町暮らし支援センター s h i B a n o」を開所し、住まいや仕事の総合相談窓口として、移住相談の集落支援員を配置するなど、体制の充実を図って参りました。

又、毎年度の自治会長集会では、空き家の情報提供のほか、定住対策への協力をお願いをするとともに、移住決定の場面では、必ず自治会長さんにご紹介するとともに、フォローのお願いもしているところであります。

従いまして、こういった経緯もありまして、一応、定住アドバイザー制度はその役目を果たしたものとして現在は運用しておりません。

次に2点目の、「今後3地区にしっかりとしたグループでのフォロー体制を構築しては」とのご提案ですが、6月議会の市原議員からのご質問にもありましたように、阿武町に移住される方の中には、「すまい」や「しごと」の場として、阿武町には全く「縁」や「ゆかり」もなく、それぞれ個人、世帯の事情の中で移住される方もおられる訳ですが、特に、都市部からの移住であれば、生活文化が大きく違っておまして、移住後のアフターケアも重要であります。

そうしたことから、移住した後の日常生活の中で、それぞれの地域での「しきたり」というか、書き物になっていない、風習やローカルルールなどで、「認識のズレ」や「ボタンの掛け違い」が生じたりすることがありますので、そうしたことが起こらないよう、気軽に相談出来る里親制度のようなものについて、来年度から運用開始に向け、今検討開始しているところであります。

又、これと平行して、移住者の中には、これまでの阿武町の中にはなかった一発想や特技、或いは人脈をお持ちの方も多々おられまして、以前あった異業種交流会のような形で、地域の方と、移住されてきた方がお互いの顔を知り、

相互理解と情報交換が進み、連携と活躍の場が図られるような機会も設けて参りたいと思っております。

更に、各地区でのグループによるフォロー体制の構築につきましては、私としては、地元として、行事やまつりや作業など、集落機能の担い手として移住者を受け入れる側面もある訳でありますので、まずは、自治会なり自治会長さんの方でも、定着に向け、そうしたものへの参加の積極的なお声掛けなどにご尽力を頂きたいと思っておりますし、先ほどの里親制度のようなものについては、場合によっては、集落支援員制度の活用も有りかなと思っております、今後しっかりと検討して参りたいと思っております。

蛇足になりますが、移住者の方からは「いつまでたっても移住者呼ばわりされる」という声が聞こえることがあります。

阿武町のような農山漁村では土着の田舎文化であり、これについては、ある意味致し方ないところもありますが、お互いに声を掛け合い、地域行事などで積極的な交流を図り、自然に溶け込む相互の努力も必要ではないかと思っております。

最後に、3点目の「宇田公営住宅及び岡田橋公営住宅の入居予定」についてであります。ご質問の主旨は、旧宇田中学校の敷地内にある宇田中央団地の公営住宅について、比較的新しく条件も良いが、現在2戸ともに入居者がいないが入居の見込みはどうか。又、奈古地区の岡田橋公営住宅についても、今後の入居予定はどうかとのご質問であります。

はじめに参考までに、町が管理する「町営住宅の種類」について説明をさせていただきます。

所謂「町営住宅」には3つの区分けがありますが、まずその1つ目、「公営住宅法」に則り、入居条件を定める所謂「公営住宅」であります。

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者、具体的には、所得月額15万8千円未満となっておりますけども、こうした方々に対して、低廉な価格で賃貸するための住宅という定義になりますが、奈古地区では、水ヶ迫団地に44戸と岡田橋団地に22戸、そして、福賀地区の中村団地が6戸、更に、宇田郷地区の宇田中央団地に先程の2戸で合計で74戸がこれに当たります。

2つ目が「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく、所謂「特定公共賃貸住宅」特賃と言いますけども、であります。公営住宅の所得基準を上回る中堅所得者用となっております、具体的には、所得月額15万8千円

以上、48万7千円以下となっております、奈古地区の美里団地の30戸全部がこれに該当します。

更に3つ目ではありますが、3種類目が、法の縛りはなく、家賃等の入居条件を町の裁量で決定することが出来る、所謂「一般住宅」と言いますが、中には、教職員住宅を用途変更したものもありますが、奈古地区の水ヶ迫に1戸、岡田橋に11戸、東方に9戸、福賀地区の中村に10戸、宇田郷地区の郷に4戸と尾無に4戸、合計で39戸があります。

そして、これを全部町営住宅を合計しますと、町内には合計で143戸の町営住宅があるということになります。

次に、町営住宅の入居状況であります、何れも7月末の状況であります、種類別に申し上げますと、まず「公営住宅」につきましては、奈古地区が、全66戸中入居済が60戸で、入居率は91%となっております、そしてこの内、お尋ねの岡田橋につきましては、全22戸中入居済みが18戸で、入居率は82%となっております、福賀地区につきましては、全6戸中ですが入居済みが6戸で、入居率は100%、宇田郷地区につきましては、ご案内のとおり2戸ともに空き家となっているのが現状であります。

次に、特定公共賃貸住宅の入居状況につきましては、美里団地の30戸がこれに該当しますが、入居済が29戸で、入居率が97%です。

次ら、一般住宅であります、奈古地区が21戸中入居済みが20戸で、入居率は95%、福賀地区が10戸中入居済みが9戸で、入居率が90%、宇田郷地区が8戸全戸入居でありますので、入居率が100%となっております。

更に参考までに、3地区別の合計の町営住宅の戸数と入居状況を申し上げますと、奈古地区には合計で117戸の町営住宅がありまして、この内入居済みが109戸で、入居率は93%、福賀地区の町営住宅は合計16戸、そして入居が15戸でありますから、入居率は94%、宇田郷地区の町営住宅は合計で10戸で、入居済みが8戸なので、入居率が80%となっております、町全体では、町営住宅の合計は先程申しましたが143戸の内、入居済みが132戸、空きが11戸で、入居率は92%といった状況であります。

次に、ご質問の宇田中央団地の公営住宅と岡田橋団地の公営住宅の入居の予定ではありますが、入居希望は殆どが、希望者の方から、どこの団地の住宅を希望するのかを指定して来られることが殆どでありまして、たまに、特に指定されない場合もありますが、そうした場合には、地区の隔てなく町内の空き住宅

を紹介し、希望者には現地にもお連れしているところではありますが、実際のところ、住宅を借りようとする世帯の職場は、調べてみますと町内を除けば、旧萩市管内が殆どで、どうしても通勤時間等、地理的条件により、奈古地区を希望される方が多いのは事実でもあります。

このことは、例えば同じ宇田郷地区でも、一般住宅については、郷及び尾無は何れも入居率が100%ですが、入居者の職業・職場等を見てみますと、何れも地元の漁師さんや公務員、又は、車で10分程度の旧郡部へのお勤めの方であって、やはり地理的な、職場との利便性が大きな現実であることは否めない事実であります。

なお、岡田橋公営住宅につきましては、比較的退去も多いものの、入居希望者は一年を通じ多くあり、入居率についても高い水準を維持しています。

こうした中、宇田中央の2戸の公営住宅ではありますが、前の一世帯は所得制限にかかり、職場の近い尾無の一般住宅へ転居され、もう一世帯につきましては、居住実態がないということから、移動退去をお願いしたため、現在の入居者は0となっているとおりであります。

ただこれにつきましては、私は、今時点では入居希望者がおられません、特に今年度の春までは2戸とも人がおられた訳でありますので、今の状況はあくまでも一時的な状況であるとの認識であり、考え方によっては、今後、宇田郷地区におけるニューファーマーやニューフィッシャー等の移住希望があれば、住居提供が即座に出来るということで、定住のチャンスを逃さず対応出来るというふうな考え方もあるというふうに思っております。

こうした中、先ほども若干触れましたが、入居希望者がどの住宅を選ぶかは入居者本人の意思を尊重するべきであり、無理強いは当然出来ない訳ではありますが、町としては、これまでもそうですが、これからも、町営住宅の入居希望者には、宇田郷地区や福賀地区の公営住宅、そして、それぞれの地区の長所もしっかりと紹介していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上で、答弁を終わります

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 4番、西村です。やはり、あの、うまくいかなかったことが経験上あったんで、Iターンの方に言いに行くと、私はよそ者だからと、頭



でもう会ったら直ぐそういうふうに言われるんです、中々地区の人が、昔からの考え方が地区の人そのものも変わらないといったら変わらない、来ちゃった人も自分が来たところの頭が、前に居たところの感じで喋ったり話したりするんですよね、ですから、これからはやっぱり増えてくるであろうと思いますので、自治会長会議なんかにも私は出席しますから、そういうのも、これからギクシャクしないようにとは言いませんが、何かうまく繋がる方法も一つ手かなと今の考えではおります。それで、里親制度とか異業種交流、その方で町としては、又、そういう形でも呼びかけ、啓発して頂いて、自治会のサイドからでは、こちらでも考えていかないといけないかなあというふうに思いました。以上です。

○町長 先程答弁しましたように、里親制度的なもの、異業種交流的なものはやっていくというふうに答弁させて頂きましたので、今からやっていきたいというふうに思います。そして、移住者のその先程からよそ者とかいうふうな、そういう言われ方とかありますけども、やはり双方になんですかね、歩み寄っていく姿勢がやっぱり必要だというふうに思います。よく郷に入れば郷に従えという言葉がありますが、それはあくまでも、受け入れる側の論理であって、デービッド・アトキンソンさんという方が、新・観光立国論と本を書いていらっしゃいますけども、その本の中にあるんですけども、今の世の中、郷に入れば郷に従えということであれば、皆様は郷に行きません、そういうことなんです。要するに郷に行かない、そんなところには行かないということです。我々はそこをきちっと理解して、もうそういう世の中になっているんですよ、郷に入れば郷に従え、こっちの文化そうしたものに全部こっち側に染まってくれ、過去にその人が持っていた色んな文化であったり、経験であったり、経験までいか知りませんが、そうしたものは無にして、全部こっちの色に染まってくれという話ですからね、それは、そういうことでは、やはり上手くいかない、お互いに譲り合いの中で着地点を見出すというか、最適地を見出しというか、そういった方向でないと、やはり上手くいかない、ただ、どうしても多いのは、やっぱり我々地元の者からすれば、郷に従え郷に従え、こんなしきたりがあるのに、あの人だけはみたい、そんなことはありますけども、やはりそこはちょっと大目に見てですね、文化が違うんですから、今まで経験してきた、そこはお互いに相手のそういう、例えば従わないのは従わない理由があるはずなんです。だからそれはその人が持ってきた文化の中で判断された訳ですから、や

はり今から移住定住対策を進めていき、外部からの人も入れていかなきゃいけない訳ですから、皆がやはりそれぞれに譲り合っていないと、郷に従えと言えば郷にいないという議論になる、というふうに思いますから、我々もそのところは、やはりしっかり心に置いた中で、例えば我々が移住定住対策をしていきますけども、基本的なそういう考え方の中でやっていかないと、このことは中々上手くいかないというふうに思っております。

○議長 4番、再再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 西村です。ずっと暮らしている人は、郷に入れば郷に従えという言葉を変えちゃあない中々。で来ちゃった人に対して、あの人はあんなことを言うてから、と全部はねるような考え方で固まっていますから、それは少しずつ両方の意見を聞きながら、やりましょうというやり方でいかんと、これからは本当定住対策も、面白くないではやっぱりせつかく来られても、固まってしまうので、私も自治会長会議には出ますから、そういう話をしようとは思いますが、年数はかかるかとも思います。中々難しいんじゃないかなと。

○議長 答弁いいですか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 これをもって4番、西村容子君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、10分間休憩とします。

休憩開始／14時15分 会議再開／14時23分

○議長 それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き、一般質問を続行します

○議長 次に3番、白松靖之君、ご登壇下さい。

○3番 白松靖之 3番、白松靖之でございます。冒頭通告書の中では答弁者町長と教育長と記述しておりましたが、変更しまして、教育長のみの答弁ということにさせて頂きたいと思っております。冒頭でお詫び申し上げます。

通告に従いまして、阿武町小・中・高校生の大会出場支援について、質問します。

現在、阿武町の少子化傾向に歯止めがかからない状況です。しかし、教育の現場では、コロナ禍ではありますが、学校行事や各種大会が再開され、子ども

達の活躍出来る機会が平常に戻りつつあります。そのような中で、日々子どもたちはスポーツや文化芸術活動へ一生懸命頑張っています。

そこで、ある一定規模の大会に出場される阿武町の小・中・高校生に対し、町をあげて積極的に応援する必要があると考えます。

スポーツや文化芸術活動は、子ども達の健やかな心を育み、人生に豊かな時を刻みます。スポーツや文化芸術に生まれた子ども達は、未来の阿武町の大きな財産になります。又、本町の全国発信にも繋がります。

現在、阿武町栄光文化賞・阿武町っ子栄光賞事業がありますが、県大会や中国大会、全国大会へ出場される子どもさんを持つ保護者さんは、一部学校からの支援はあるものの、自費で出場されています。部活によって金額の差はありますが、家計の負担となっています。

因みに参考として、県内の市町では派遣助成・激励金・出場祝金として、申請された個人には 5,000 円から 4,000 円、団体には 30,000 円以内で支援されています。

これらの行政からの支援は、大会へ出場される子どもさんや保護者の皆さんにとって、大きな後押しとなっているものと考えます。

以前行われておりました横断幕の掲示ですが、町外の高校へ進学等で実態把握が出来なくなり、廃止されたと聞きました。今回、支援金申請されたお子さんの実態把握した上で掲示すれば、一定の公平性も保たれると考えます。

又、横断幕を掲示することで、町民の皆さんに十分周知され、町をあげて応援する体制、雰囲気づくりと、子ども達の自己有用感を高めることへ繋がります。

この夏、開催された第 104 回全国高校野球選手権大会において、見事準優勝を果たした山口県代表下関国際高校の活躍は、山口県民に大きな感動を与えてくれました。私は、どんなに強い相手にも、選手一人一人が一丸となって怯むことなく堂々と立ち向かう選手の姿に、胸を熱くしました。試合後、下関市役所へ表敬訪問をした選手たちに下関前田市長のコメントの中で、今回の下関国際の活躍で下関市は変わったと、選手達を労いました。

今後、阿武町も明るい話題で全国発信していければいいと思います。

このことが故郷を愛する心・思いの醸成に繋がり、将来子ども達がふるさと阿武町へ帰ってくるきっかけになると確信します。能野教育長の見解、答弁を求めます。

○議長 只今の3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 それでは、白松議員からご質問がありました、阿武町の小・中・高校生が全国大会等に出場する際での支援金支給、及び横断幕の掲示についてお答えいたします。

はじめに、全国大会等に出場する児童生徒への支援金支給につきましては、議員がおっしゃるとおり、隣の萩市をはじめ県内の多くの市町で実施されているところです。阿武町におきましても、出場者への励ましや保護者の経済的負担軽減という観点から、他の市町を参考に、今後実現に向けて前向きに検討していきたいと考えております。

なお、実施する場合には、町の広報紙、ホームページ等の各種メディアを通じて、町民の皆様を紹介をしたいと考えております。

次に、横断幕の掲示についてお答えいたします。

全国大会等に出場する児童生徒を激励する意味で、横断幕を学校に掲示することはよく見かけることではあります。

この場合については、参加主体である学校が後援会や保護者会の援助を受けて制作して掲示しているものであり、現時点では、県内には公費で行っている市町はないものと把握しております。

ただ、日本代表に選出されたり、全国や世界大会等で優秀な成績を収めたりと、特別な場合には公費で制作して掲示することはあるようです。

そのような中、議員が言われるように、阿武町では令和元年度までは全国大会等に出場する場合に、公費で横断幕を制作して掲示することがありました。それが該当者全員であったかどうかは、正確な記録がないため定かではありませんが、令和元年度に限って申せば、全国大会や中国大会への出場者は5名であり、そのうち実際に横断幕を掲示したのが1名のみです。他の4名については町外の高校生であり、出場について事前には把握できておりませんでした。このことから、令和元年度以前も横断幕掲示は一部の児童生徒にしか出ていなかったものと推測するところです。

このような不公平が生じること、更には、掲示場所の確保、終了後の横断幕の処理に苦心するといったこともあり、令和元年度以降は、横断幕掲示については取り止めているところです。

支給金申請者を対象にすれば、公平性を確保出来るのではないかとということ

ですが、支給金の申請をしないで大会に出場する機会が多く考えられます。支給者のみに横断幕という見える形で応援することは、やはり不公平感を払拭することは出来ないものと考えます。

続きまして、全国大会等への出場に対する町からの支援が、ふるさとを愛する心や思いの醸成に繋がるのではないかということですが、阿武町では以前から、県レベルの大会やコンクールで優秀な成績を収めたり、中国や全国規模の大会やコンクールに出場したりした児童生徒に対して、阿武町栄光・文化賞、及び阿武町っ子栄光賞を授与していることはご存じかと思えます。これらの賞を受けた児童生徒からは、お世話になった方々への感謝とともに、ふるさと阿武町への思いのこもったお礼の言葉が多く聞かれます。そういった意味で、ふるさとへの思いを醸成する機会は、大会等への出場に際しての支援金や横断幕の掲示でなくても十分ではないかと思えます。

このことよりも、教育委員会としましては、児童生徒がふるさとの良さを学び、ふるさとを愛する心と大切にすることを育むために、学校の学習や地域での活動を通し、ふるさとの人や産業、自然等に触れあう経験や体験を積み重ねることが重要と考えており、そのことに力を注いでいきたいと考えております。

以上で、白松議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 3番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 3番、白松靖之、それでは再質問をさせていただきます。

先程、能野教育長さんの方から答弁ございましたが、ちょっと残念と言いますか、ちょっとガックリしたところでございます。

支援金の申請がないから、支援金の申請した人と申請していない人との、先程不公平感が生まれるとか言われておりましたけど、十分こういう支援があるんですよというのを周知されていない、まあ遠慮されたのもあると思うんですが、私もこの件についてですね、何件か該当の保護者さんをまわりまして、意見を吸い上げて来たんですが、やはりこの阿武町栄光賞とかですね、阿武町っ子栄光賞、設けられておりますけど、これ本当結果なんですよ、良く頑張りましたねという結果的な成果について、表彰はされてるんですけど、その過程、出場が決まってからその大会に出場するまでの経過がやっぱり必要だと、そこを重く、教育長汲んで頂きたいんですよ。その、よし今から頑張るぞ、大会に

出て優勝してやるぞとか、少しでも上位を目ざして頑張るぞという、そういう気概を持って、子どもをこの阿武町から送り出していく、そういう姿勢がその行政に今求められていると思うんですよ、ただその金額的なところは、高い安いですけど、本当金額ではなく、この阿武町から支援を受けて、阿武町を代表してという気概を持って出る子どもを、やはり行政としても後姿を見守りながら、又、阿武町をあげて町民一緒になってですね、応援をして頂きたいということで、今回大会出場支援ということで、支援金を申請された方に、ある一定の公平性を保つために支援金の支給であったりとか、横断幕よく見えるところに、この近辺の市町さんでもやっておられますよね、あれを見ると、いつも凄いなど、感心して私も車の窓から見るんですけど、そういう姿勢が、やっぱりこういう阿武町にも、令和元年まではやられてたという話も聞きましたけど、そういう施策が必要じゃないかなと思いますけど、それについて、教育長の答弁をお願いいたします。

○**教育長** 子どもたちへの支援ですけれども、先程申しましたように、支援金については、今後、前向きに検討して参りたいということ、再度確認いたします。又、横断幕についてはですね、やはり中々公金を使うということになると、やはり公平性というのが、どうしても必要になるんじゃないかと思えます。

それと、出場母体は学校になる訳ですよ、そこでしっかり子ども達に激励をして頂く、横断幕についても、各市町の状況、萩市の萩東中学校とか飾ってありますね、それについてはですね、やはり学校が後援会とかですね、保護者から寄付を募って作っているのが、私も中学校におりましたので、そういうあたりを経験しておりますけど、やはりそういうあたりで作っていくというのが本来かなと、それで学校全体で盛り上げていく、でひいては地域のものであると、地域の学校だから地域も当然それで盛り上がっていると、いうことに繋がっていくかと思えますが、あくまでも、実施主体は学校なりになるかと思っておりますので、ご理解を頂いたらと思えます。

○**議長** 3番、再再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○**議長** 3番、白松靖之君。

○**3番 白松靖之** 3番、白松靖之、支援金の方については、実現に向けて前向きに実施していきたいということで答弁を頂きました。

横断幕のことについては、ちょっと残念と言いますか、ちょっと私の思いが

ちゃんと通じなかったのかなという思いであります。

この支援金の支給の開始についてもですね、本当、来年度4月1日からではなくて、本当、今年度、今日からでも出来れば早く実現、そういう申請制度がですね実現出来るように、努めて頂きたいと願います。

最初、冒頭でも町長のお話の中でも新生阿武町再起動ということで、強くご発言ございました。これに本当私本当感銘を受けまして、もう私の思いも熱くしたところなんですけど、思いも新たに熱くしたところなんですけど、そういう期待と希望を込めてですね、阿武町活性化のためにこの支援策をですね、早い段階から開始して頂きたいと願いまして、これは質問ではないんですが、再再質問ということで、私の質問を終わらせて頂きたいと思います。ありがとうございます。

○議長 これをもって3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

#### 日程第4 議案第1号から日程第5 議案第2号を上程

○議長 日程第4、議案第1号から日程第5、議案第2号までを一括議題といたします。

○議長 まず、議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、育児・介護休業法の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、育児休業のための休暇の対象期間の拡大等の措置について、規定を追加するものです。

それでは、2ページから3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

最初に、「育児休業法第2条第1項但し書の条例で定める特別の事情」に係る第3条中の第5号を削除し、第6号を第5号とするものです。

これは、今までの職員の子が3歳に達する日までに、2回育児休業を取得した場合は、「育児休業等計画書」により申し出て、3ヶ月を経過しなくては再度の取得が出来なかった規定を削除し、併せて、3ページの第10条第1項第

6号中の「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、育児休業の取得回数、及び休暇の対象期間の制限の緩和を図るものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(水津繁斉) 議案書の4ページをお願いいたします。

議案第2号、阿武町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、2点ございます。

1点目は、成年被後見人の人権尊重の観点から、成年被後見人等を一律に排除する規定から、必要な能力の有無を判断する規定に改正するよう、条例の根拠となる国の要領が一部改正されましたので、条例において印鑑登録資格に必要な改正を行うものです。

2点目は、字句調整による規定の整備です。

今回の改正により、従来は、成年被後見人であれば一律に印鑑登録を不可としていましたが、後見人が同行の上、被後見人本人が来庁して申請意思が確認出来る場合、印鑑登録が可能となります。

それでは5ページの新旧対照表でご説明をいたします。5ページをお願いいたします。

第2条の第2項で、成年被後見人となっているところを、意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)と変更いたします。

それから、第5条の第3項の記録されているところを、記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが出来る物を含む、以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされているに変更いたします。

次のページ、6ページをお願いいたします。

第6条第1項第3号で、6ページの一番上になりますが、記載以降の( )、先程のこの( )以降のものは先程述べたものと同じ文面でございますが、削除されて、その下第6号のところ、記録されているが記載がされているに変更、それから、その下の第3項のところ、磁気ディスク等が磁気ディスク、それから第12条のところでも同じように、磁気ディスク等が磁気ディスクに変更されているものでございます。以上です。



## 日程第6 議案第3号を上程

○議長 次に議案第3号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 8ページをお願いいたします。

議案第3号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてをご説明いたします。

本案件は、土地や建物の登録された価格、評価額についての不服を審査し、決定するための中立的な機関である固定資産評価審査委員会の砂川利和委員の任期が、本年9月30日をもって満了することから、砂川委員の再任について、ご同意をお願いするものであります。

なお、任期は本年10月1日から令和7年9月30日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長 議案第3号は人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。まず執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下し下さい。挙手全員です。よって議案第3号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 日程第7 議案第4号を上程

○議長 次に議案第4号、阿武町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 9ページをお願いいたします。

議案第4号、阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてをご説明いたします。

本案件の固定資産評価員は、地方税法 404 条の規定により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の内から、町長が議会の同意を得て選任するもので、阿武町では阿武町税条例により戸籍税務課長を役職ではなく個人として選任することとしており、4月の人事異動により戸籍税務課長が替わっているため、今回10月に評価審査委員会を実施するにあたり、前戸籍税務課長の工藤茂篤評価員から、現在の水津繁斉戸籍税務課長への選任の同意をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 議案第4号は先程の議案第3号と同じく人事案件でありますので、直ちに審議を行います。只今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号、阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下し下さい。挙手全員です。よって議案第4号、阿武町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

## 日程第8 議案第5号から日程第11 議案第8号を上程

○議長 日程第8、議案第5号から日程第11、議案第8号までを一括議題といたします。

まず、議案第5号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 それでは議案書の10ページをお願いいたします。

議案第5号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、過疎地域に資する法律内容に応じて、過疎地域における固定資産税の減免を阿武町でも適応出来るよう、その減免要件を定めている条例であります。今般、引用している租税特別措置法及び同法施行令の一部改正が行われ

て項ズレなどが生じており、その解消を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容について説明いたします。

今回の改正は、内容の改正ではなく、引用条項5ヶ所の改正でございます。

新旧対照表 11 ページをご覧ください。上から9行目、第2条中ですが、第12条第3項が第12条第4項に、その下の行、第45条第2項が第45条第3項に、2行下、すいません、1行下の後の方、第12条第3項が第12条第4項に、同行の後の方で、第45条第2項が第45条第3項に、それから6行下になりますが、後の方から第28条の9第10項が第28条の9第10項第1号に変更となります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第6号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長(高橋仁志) 議案書の16ページをお願いします。

議案第6号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例について説明します。すいません、13ページです。すいません。

本案件は、コロナ渦等におけるマリレジャー等の人気に伴い、道の駅下の港・沢松漁港に寄港するヨット等のレジャーボート等が増えている中、県漁協奈古支店の運営委員会から、同漁港を利用する漁業者とのトラブル防止を目的に、通常、漁船の係留に利用していない防波堤の一部を、レジャーボート等の係船岸として利用させてはどうかとの提案を頂いたこと、又、このことにより隣接するABUキャンプフィールドに新たな客層を呼び込むことも期待出来ることから、今回、漁港施設の利用にかかる条例改正を行おうとするものであります。

漁港施設の利用については、法や阿武町漁港管理条例等により、原則、漁業関係者に限られていますが、例外規定として、条例第11条第1項において、漁船以外の船舶を漁港の区域内に停けい泊する場合は、町長が指定する区域に限るとしており、今回、防波堤の一部を指定、公示するとともに、阿武町漁港管理条例施行規則で、新たに係留位置や使用料等を定めるものであります。

具体的な箇所については、背後に消波ブロックのある防波堤で名称を沢松防波堤と言いますが、その港内側の防波堤130mのうち、漁船の進入の妨げとなる先端30m、及び漁船の利用が考えられる端末20mを除く80mを指定しようとするものです。

なお、これ以外の町内の漁港において、漁船以外の係留を指定している区域は1箇所、奈古地区漁業集落排水施設処理場の先になりますが、N防波堤 74 mにおいて運用し、現在1隻の利用を許可しているところであります。

沢松防波堤の係留にかかる利用料金や期間については、阿武町漁港管理条例施行規則において規定しますが、利用料については、近隣市の民間施設の例を参考に、又、係留の期間については、あくまで一時的な寄港のための係留とし、最長7日間とします。

なお、N防波堤の利用については、これまで同様、基地港としての取り扱いとし、1ヶ月の利用料 8,000 円、期間は最長1年とし、更新についても認めることとしています。

それでは、114ページからの新旧対照表で説明します。

まず、第10条第3項中ではありますが、先ほど説明しましたが、これは既に指定済であるN防波堤の係留期間の定めで、新規の沢松防波堤の規定と併せて、今回、施行規則に掲載することにしたものですが、内容についてはこれまでどおりで変更はありません。

次に18ページの別表備考3中の改正についてですが、これも既に設定済みである、N防波堤の料金と併せて、新規の沢松防波堤の利用料金を、一定の大きさ毎に規則で定め、掲載するものであります。参考まで申し上げますと、最小クラスの船長5m未満であれば1日当たり3,000円として、船長が2m増える毎に1,000円アップさせ、入港可能な最大船長は、萩海上保安署の巡視艇程度の32mまでとして、期間については先ほど説明しましたが、最長7日間とするものです。

なお、海上保安署等の公船の利用については、原則無料とし、沢松防波堤の係留の申請手続き、手数料の徴収等については、土日等の申請も考えられることから、主に道の駅の(株)あぶクリエイションに、N防波堤については、これまで同様、県漁協奈古支店に委託することとしています。以上で、説明を終わります。

○議長 次に、議案第7号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の19ページをお願いします。

議案第7号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の工事請負契約の締結について、説明します。

本案件は、宇田の国道 191 号、田部トンネルの木与側手前から左に入った旧国道・町道田部青浦線法面崩壊防止工事の入札を 9 月 2 日に行い、仮契約をしているところではありますが、予定価格 5,000 万円以上の工事の本契約締結については、地方自治法にかかる、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 2 条の規定により、町議会の承認が必要となるため、議決を求めるものであります。

契約の目的は、町道田部青浦線法面崩壊防止工事の実施で、工事場所は、阿武町大字宇田地内の田部地区、指名競争入札の結果、落札額、52,690,000 円で阿武郡阿武町大字福田下 1376 番の 1 地 (有)吉岡土建が落札しています。

以上で説明を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて、10 分間休憩いたします。

休憩開始/15 時 01 分 会議再開/15 時 11 分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長 引き続き議案説明を行います。

次に、議案第 8 号、令和 4 年度奈古漁業集落排水機能保全改築(汚泥脱水機外)工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の 20 ページをお願いします。

議案第 8 号、令和 4 年度奈古漁業集落排水機能保全改築工事の工事請負契約の締結について説明します。

本案件は、奈古の漁業集落排水施設の汚泥脱水機外改築工事の入札を 9 月 2 日に行い、仮契約をしているところではありますが、前議案第 7 号と同様に、町議会の承認が必要となるため、議決を求めるものであります。

契約の目的は、奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の実施で、工事場所は、阿武町大字奈古地内、指名競争入札の結果、落札額、53,900,000 円で山口市小郡下郷 2189 番地の(株)山産が落札をしています。

以上で説明を終わります。

日程第 12 議案第 9 号を上程

○議長 次に議案第 9 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求める

ことについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 21 ページをお願いいたします。

議案第9号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてをご説明いたします。

本案件につきましては、現在1期3年目の「能野祐司」教育長の任期が、本年9月30日をもって満了するため、能野教育長の再任について、ご同意をお願いするものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和7年9月30日までの3年間で、能野教育長の経歴につきましては、お手元に配付している別紙をご参照下さい。

以上で説明を終わります。

○議長 以上で執行部の説明を終わります。

直ちに審議の入りたいと思いますが、能野教育長につきましては、除席の対象となりますので、一時退席をお願いいたします。

(能野教育長退室)

○議長 続いて、只今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第9号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員です。

よって、議案第9号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(能野教育長入場)

○議長 教育長に申し上げます。

本案件は原案のとおり同意されましたので、お知らせいたします。

### 日程第13 議案第10号から日程第19 議案第16号を上程

○議長 次に、議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第3回)、

について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第3回)について、ご説明いたします。

まず、第1条第1項は、令和4年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は、1億2千219万円を追加し、総額を33億3千882万5千円とするものです。

又、第2項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いいたします。補正予算書10ページ、2款、総務費から。副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、賦課徴収費について説明する)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、保健衛生総務費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費、水産業政策費について説明する)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費、単県農山漁村漁礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、学校管理費(小)、給食センター費、学校管理費(中)、教育振興費、町民センター費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、3 災農地災害復旧事業費、4 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、利子、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。

6 ページ、13 款、使用料及び手数料から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 11 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書の 23 ページをお願いします。議案第 11 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)についてご説明いたします。

今回の補正は、18 万 7,000 円を追加し、補正後の予算を 5 億 8,611 万 2,000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 36、37 ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで皆さんにお知らせします。本日 4 時までの時間となっておりますが、この調子でいきますと少し伸びると思いますので、暫時延長いたします。

○議長 それでは続きまして、議案第 12 号令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○健康福祉課長 議案書の 24 ページをお願いします。議案第 12 号令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)についてご説明いたします。

今回の補正は、50 万円を追加し、補正後の予算を 5,866 万円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 46、47 ページをお願いします。歳出から説明いたします。



(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第13号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の25ページをお願いします。議案第13号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

今回の補正は、1,142万2,000円を追加し、補正後の予算を6億4,370万4,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の56、57ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第14号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の26ページをお願いします。議案第14号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に2万円を追加し、歳入歳出それぞれ、7,381万9,000円とします。別冊補正予算書の66、67ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第15号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の27ページをお願いします。議案第15号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に123万円1千円を追加し、歳入歳出それぞれ、7,907万2,000円とします。別冊補正予算書の76、77ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第16号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の28ページをお願いします。議案第16号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に2万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ、9,145万2,000円とします。別冊補正予算書の86、87ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

## 日程第20 議案第17号を上程

○議長 次に、議案第17号、令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の29ページをお願いいたします。議案第17号、令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

本案件につきましては、令和3年度の阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算につきまして、長山・松田両監査委員から、監査の結果報告を頂きましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、認定をお願いするものであります。

なお、各会計の決算書、及び決算審査意見書、そして主要な施策の実績は、既にお手元にお配りしておいております。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、議案説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査意見書について、説明の申し出がありますので、これを許します。

長山監査委員、ご登壇下さい。

○代表監査委員(長山雅範) それでは、お手元にお届けしております、令和3年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された令和3年度阿武町一般会計及び、各特別会計歳入歳出決算、それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は次の通りであります。

調査の対象は、令和3年度阿武町一般会計歳入歳出決算、並びに令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算をはじめ、7つの特別会計でございます。

次に、審査に要した期間は、令和4年8月19日から25日までのうち3日間をかけて、慎重に審査をいたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び収入支出済額については、歳入簿、収入命令、調定簿、歳出簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿により、

又、財産等については財産台帳、備品台帳、証券類等により審査を行いました。

経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査するとともに、予算執行の適否、並びに会計処理が適切であり、且つ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見としまして、令和3年度阿武町各会計並びに各事業に対し、4月に年間の監査方針を策定しまして、事務事業の執行全般を対象として、経済性・効率性・有効性の観点等に留意して、まず第1に各出先機関と各課の定期監査、第2に工事監査、第3に財政援助団体等の監査、第4に道の駅や高齢者福祉施設など、公の施設の指定管理者の監査、第5に例月出納検査を毎月15日を原則として1年間を通して行い、又、決算審査、財政健全化審査、及び基金運用状況の審査につきましては、8月下旬に集中的に行いました結果、収入・支出命令等の証拠書類はよく整理されており、出納室の計数は、指定金融機関である山口銀行の日計数値との照合が随時行われており、この計数は正確であり、過誤はありません。

又、各種事業の執行についても現地確認を行い、適法且つ適正に処理されていることを確認いたしました。

次に一般会計及び7つの特別会計の歳入歳出決算状況は、2ページの表の通りであります。一般会計及び7つの特別会計を合算した歳入決算額は、60億6,005万6,220円で、歳出決算額は53億1,177万2,079円となり、歳入歳出差し引き額は、7億4,828万4,141円となっています。全ての会計の予算に対する収入率は104.2%、歳出の執行率は91.3%であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施の事業も多くあると思われませんが、歳入歳出差し引き額が大幅に増加しています。厳しい財政状況の中で、必要であると認められた貴重な予算であることから、計画的且つ効率的な執行について、より一層の配慮と行政水準の確保向上を望むものであります。

次に、3ページの一般会計から特別会計への繰出金の総額は、2億2,567万9,908円で、前年度対比4.5%の減となっています。

繰出金は、国保事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業など、制度的なものが主なものと考えられますが、独立採算制を基調とする簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の公営企業会計については、特別会計の本質に基づき、自主財源の確保等に尚一層の努力を望むものであります。

以上、決算審査の総括意見の纏めとしまして、我が国の経済については、新

型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、感染症の影響を大きく受けた業種、そこで働く方々、国民生活や経済への影響は依然として続いています。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移しています。

我が国では、多くの原材料や穀物等を輸入で賄っているため、輸入物価や企業物価が国際商品市況の変動の影響を強く受けますが、このような価格高騰がマインドの悪化や実質購買力低下を通じて、民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性が生じています。

又、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料といった国民生活や経済活動に不可欠の物質の安定供給が滞り、サプライチェーンの問題が続く恐れがあります。

更には、原子力を含め、あらゆる電源の最大限の活用を進めていかなければ、国民生活や経済活動に不可欠な、電力の安定供給の確保に影響が出ることにも注意が必要であります。

ウクライナ情勢をめぐる先行きの不確実性は高く、今後コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねません。

こうした状況の中、当町としては単独町政を堅持し、住民と行政・議会が互いの信頼関係に基づき、連携・協調「選ばれる町」になるため、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むと共に、地域の実情に応じた社会保障サービスや、防災・減災対策や、定住対策等が鋭意推進されている中で、現在は健全な財政運営がされているものの、今後、人口減少による税収の減、地方交付税の減額、又、社会保障経費や経常的経費も増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。

従って、引き続き健全な財政運営を堅持すると共に、住民の皆さんがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせる町づくりを実践し、ウイズコロナの取り組みを各施策分野で進めると共に、限られた財源の中で住民の満足度・幸福度を上げるための事業展開を行い、効果的な予算執行と持続可能で安定的な財政運営に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。

又、今後は新たな「人・モノ・金」の持続可能な循環型社会を構築すると同時に、課題や取り組みの検証、更には国の新たな戦略を踏まえ、「阿武町らしさ」

を最大限に発揮した、積極的な事業展開とメリハリのある予算編成にオール阿武町で取り組み、町政の一層の発展を期待するものであります。

尚、令和3年度の繰越事業である「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」について、去る4月8日に各対象者に振り込んだ10万円とは別に、そのうちの1人の口座に臨時交付金と同額の4,630万円が振り込まれるという、所謂「誤振込」という事態が発生したところです。

この件に関しては、マスコミ等を通じて全国的なニュースとなり、阿武町役場には連日マスコミ等報道関係者が立ち入ると共に、ワイドショーなどのテレビ番組で連日取り上げられる大変な事態となりました。

その結果、全国からの苦情電話等が殺到し、電話回線がパンクすると共に、ホームページへのアクセス集中により、ホームページがダウンするなど、住民の皆さんにも大変な迷惑がかかるなど、通常業務にも支障が出る大変な事態となったところです。

この「誤振込」の原因は、システム操作のミス等の複数の要因が重なっているとは言え、根本的にヒューマンエラーが主なものであることから、きちんと検証し、職員全員が真摯に反省し、人員配置、会計システム、チェック体制、一人ひとりの職務に対する緊張感や責任感の欠如など、阿武町役場をあげてしっかりと改善し、二度とこのようなことが発生することがないように、努めて頂きたいと思うところであります。

今回の失敗を教訓並びに契機として、町長をはじめ職員全員が自覚を持ち、今一度「選ばれる町」になるよう、町政の更なる発展を期待するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。それでは、監査の個別意見としまして、まず一般会計の決算状況は、歳入総額が45億2,930万5,382円で、前年度対比17.2%の増、歳出総額が38億862万4,719円で、前年度対比12.1%の増であります。歳入歳出差引額は、7億2,068万663円で、前年度対比54%増であります。差し引き額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき額2,069万6,581円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は、6億9,998万4,082円の黒字で、前年度対比57.5%の増となっております。

次に、歳入の状況ですが、予算現額42億517万7,902円に対し、収入済額は45億2,930万5,382円で、予算現額に対する収入率は107.7%ですが、調定額に対する収入率は99.6%となっております。町税につきましては、固定資産税の収入済額が1億6,855万5,114円で、対前年度比は2,872万8,991円と大き

く増加しています。この主な要因は、前年度は、新型コロナウイルス感染症対策の徴収の猶予制度の特例を適用した法人がありましたが、これが3年度に納付されたことによるものです。

高齢化が進む昨今の厳しい経済情勢の中で、収入未済額の徴収は、大変厳しいと思われませんが、適正な債権管理は町民負担の公平性や行政への信頼確保の観点から、債務者の状況を把握したうえで、適宜法的な措置をとるなどを含め、より効率的・効果的な取り組みが必要であります。

今後とも計画的な個別訪問や納付をしやすい分納等により、関係機関や各課が連携をより密にして、収入未済額が減少するよう、最大限の努力をお願いするものであります。

尚、不納欠損処分にあたっては、適切且つ厳正に取り扱うことが重要であります。

次に、7ページの歳出の状況ですが、予算現額 42 億 517 万 7,902 円に対して、支出済額が 38 億 862 万 4,719 円で、執行率は 90.6%であります。

なお、翌年度繰越額は 1 億 5,534 万 2,010 円であり、前年度比で大幅な減額となっています。これは、新型コロナウイルス感染症関連の繰越事業が完了したことによるものです。

又、不用額は 2 億 4,121 万 1,173 円で前年度並みとなっています。

少子・高齢化に対応した住民福祉に係るもの、又、若者やIターン者等の受け皿となる住環境や、各種定住対策、その他多くの生活環境基盤整備に係る事業等を限られた財源の中で、予算を有効に効率よく余すところなく活用し、健全な行財政運営への真摯な取り組みをお願いするものであります。

又、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、8ページから15ページにかけて、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計をはじめ、7つの特別会計につきまして、収支の状況と審査意見を付しておりますので、ご覧頂きたいと思っております。

なお、詳しい説明は、時間の関係上ここでは省略をさせていただきます。

又、別表としまして、16ページには一般会計における自主財源・依存財源の状況を、17ページには収入未済額の状況を記しております。令和3年度の収入未済額は、全会計における総額では 2,930 万 5,841 円あり、前年度に比べて 1,899 万 4,897 円の減となっているものの、近年はずっと増加傾向にあります。

なお、財産に関する調書は、別冊の決算書の 297 ページ以降に記載してあり

ます。主なものとして、土地及び建物については、土地が 7,427 平方メートルの増で、これは、町道亀山十王堂線用地購入や分譲宅地売却等によるものです。

建物は、110 平方メートルの減で、町の縁側事業におけるキャンプフィールド施設建設に係るものや、衛生センター施設の面積錯誤の調整によるものです。

299 ページの有価証券や出資による権利については、増減はありません。

302 ページの基金保有額は、28 億 4,108 万 7,757 円であり、前年度に比べて 2 億 5,797 万 2,656 円の増となっています。

増額の主なものは、一般財政調整基金へ 1 億円、公共施設整備基金へ 1 億 5,151 万 1,026 円であり、減額は介護保険会計で 500 万円の取り崩しによるものです。

303 ページの土地開発基金、及び高額療養費貸付基金については、別紙の令和 3 年度阿武町基金運用状況審査意見書を付しておりますので、ご覧頂きたいと思えます。

304 ページの地方債残高は、23 億 9,876 万 8,000 円で、前年に比べて 2 億 1,207 万 8,000 円の増となっています。

305 ページの債務負担行為支出額は、令和 3 年度末までの支出額が 6,950 万円で、令和 4 年度以降の支出予定額は、1 億 3,512 万 6,000 となっています。

次に、別紙の令和 3 年度阿武町基金運用状況審査意見書でございます。

土地開発基金、高額療養費貸付基金の何れにつきましても、計数は正確で運用状況につきましても、適正であると認めました。

続いて、令和 3 年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書でございますが、将来負担比率の状況を見ましても、町の借金である将来負担額のうち、地方債の将来負担総額は、20 億 1,893 万 9,000 円ですが、これに対し貯金に相当する充当可能財源総額は、52 億 5,965 万 9,000 円であり、充当可能財源が十分にあるため、将来負担比率は数値として表れません。

又実質公債費比率はマイナス 0.9 となっており、これは極めて良好な状態であり、将来を見据えた健全な財政運営がなされています。

今後とも、町民一人ひとりに寄り添い、魅力ある町政を継続して頂きたいと思えます。令和 3 年度予算執行における執行部の真摯なお取り組みに対し、敬意を表しますと共に、決算審査にご協力を頂きました、皆様方に厚くお礼申し上げます。簡単ではありますが、令和 3 年度阿武町各会計歳入歳出決算、審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

#### 日程第 21 委員会付託

○議長 委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 2 号、議案第 5 号から議案第 8 号、議案第 10 号から議案第 17 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 2 号、議案第 5 号から議案第 8 号、議案第 10 号から議案第 17 号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉会 16 時 28 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

**阿武町議会議長 末 若 憲 二**

**阿武町議会議員 市 原 旭**

**阿武町議会議員 米 津 高 明**